

海外の大学団体

社団法人 国立大学協会

The Japan Association of National Universities



発刊にあたって

国際化の進展に伴い、海外の大学団体から我が国の大学との交流の呼びかけが増加している。近年までこれらの要請に応える窓口がなかったため、平成13年6月に、当時の国立大学協会、公立大学協会および私立大学団体連合会が相談して「国公私立大学団体国際交流担当委員長協議会」(通称JACUIE: Japan Committee of Universities for International Exchange)を立ち上げ、窓口となった。

JACUIEでは、これまで「日加学長会議」(第1回:平成13年5月、第2回:平成16年9月)、「日本におけるドイツ年記念シンポジウム」(平成18年2月)、「日豪高等教育フォーラム」(第1回:平成14年5月、第2回:平成18年5月)、「日仏高等教育シンポジウム」(第3回:平成15年5月、第4回:平成18年10月)などの大きな二国間交流の日本側窓口としてその役割を果たした。その際の相手方の団体は、「カナダ大学協会(AUCC)」、「ドイツ大学学長会議(HRK)」、「オーストラリア学長会議(AVCC)」、「フランス大学長会議(CPU)」であった。当然ながらそれぞれの団体の性格、国内での地位や役割は異なっており、事情を十分に承知していなかった本協会では、少なからずその対応にはとまどった面もある。

これらの経験からも、また、今後の国際交流事業を積極的に推進するためにも、海外の大学団体に関する情報を整理しておく必要を痛感した。しかし、各国の大学団体をまとめて紹介しているような書籍や資料は見あたらなかったので、本協会事務局では、可能な限り自らの努力で情報を集めることにした。そこで非常勤で本協会事務局のお手伝いをお願いしている松村亜矢さんに、主要国の大学団体のホームページから情報をダウンロードして翻訳してもらい、使い勝手を考えて整理し資料としてまとめた。

本資料は、実務を中心に考えて整理した参考資料であり専門書ではない。このため、外 国事情に詳しい方々から見ると物足りなかったり、あるいはそれぞれの大学団体のとらえ 方や認識が違うなどのご指摘を受けるかも知れないが、少なくとも主要国の大学団体の概 要を知る手がかりとしては十分ではないかと考え、冊子にまとめて刊行することとした。

この資料が、国立大学のみならず、国際化を積極的に進められている公私立大学の関係 者にも活用していただければ幸いである。

平成19年6月

社団法人 国立大学協会 常務理事 諸 橋 輝 雄

目 次

海外の大学団体の索引(住所・連絡先等) 1
国別、大学団体の概要
大学団体の詳細内容
国別編31
国際機関編97

海外の大学団体の索引

区 分 国名 (略称)		住所等/連絡先(ホームページ)	【団体概要】 〈詳細〉 ページ数	備考
イギリス	Universities UK (UUK)	Woburn House 20 Tavistock Square London, WC1H 9HQ http://www.univeresitiesuk.ac.uk e-mail: info@UniversitiesUK.ac.uk Tel: +44 (0) 20 7419 4111 Fax: +44 (0) 20 7388 8649	【9項】 〈33~38頁〉	
ドイツ	German Rector's Conference (HRK)	Ahrstrasse 38 D-53175 Bonn http://www.hrk.de Tel.: +49 (0) 228 887-0 Fax: +49 (0) 228 887-110 (e-mailの連絡先はホームページを参照)	【10項】 〈39~48頁〉	
オランダ	Association of Universities in the Netherlands (VSNU)	Lange Houtstraat 2 Postbus 13739 2501 ES DEN HAAG http://www.vsnu.nl e-mail: post@vsnu.nl Tel: +31 (0) 70 3021400 Fax: +31 (0) 70 3021495	【11項】 〈49~50頁〉	
フランス	Conference of University Presidents (CPU)	(La maison des Universités) 103, bd Saint-Michel, 75005 Paris http://www.cpu.fr Tel: +33 (0) 1 44 32 90 00 Fax: +33 (0) 1 44 32 91 02	【12項】 〈51~53頁〉	
イタリア	Conference of Italian University Rectors (CRUI)	Palazzo Rondanini Piazza Rondanini, 48-I, 00186 Rome http://www.crui.it e-mail: segreteriacrui@crui.it Tel. +39 (0) 6 68 4411 Fax +39 (0) 6 68 441 399	【13項】 〈54~58頁〉	

国名 (略称)		住所等/連絡先(ホームページ)	【団体概要】 〈詳細〉 ページ数	備考
イタリア	CRUI Foundation	Palazzo Rondanini Piazza Rondanini, 48-I 00186 Rome http://www.fondazionecrui.it e-mail: segreteria@fondazionecrui.it Tel. +39 (0) 6 68 4411 Fax +39 (0) 6 68 441 399		2001年より CRUIとCRUI 財団の連携体 制となる
スウェーデン	The Association of Swedish Higher Education (SUHF)	Rådmansgatan 72, S-113 60 Stockholm http://www.suhf.se (問い合わせ先) e-mail: bengt.karlsson@suhf.se (Secretary General, PhD Bengt Karlsson) Tel: +46 (0) 8 321388 Fax: +46 (0) 8 329370	【14項】 〈59~61頁〉	
フィンランド	Finnish Council of University Rectors (FCUR)	(私書箱) P.O. Box 3, Fabianinkatu 33 00014 University of Helsinki http://www.rectors-council.helsinki.fi e-mail rectors-council@helsinki.fi Tel: +358 (0) 9 1912 2335 Fax: +358 (0) 9 1912 2194	【15項】 〈62頁〉	
韓国	Korean Council for University Education (KCEU)	27-2 Yoido-dong, Youngdungpo-gu Seoul, Republic of Korea 150-742 http://www.kcue.or.kr e-mail: intl@kcue.or.kr (個別の連絡先はホームページを参照) Tel: +82 (0) 2 6712 0126	【16項】 〈63~67頁〉	
オーストラリア	Universities Australia	(事務局) 1 Geils Court, Deakin ACT 2600 (私書箱) GPO Box 1142, Canberra ACT 2601 http://www.universitiesaustralia.edu.au e-mail: contact@universitiesaustralia.edu.au Tel: +61 (0) 2 6285 8200 Fax: +61 (0) 2 6285 8211	【17項】 〈68~72頁〉	2007年に AVCCから Universities Australiaに なる

区 分 国名 (略称)		住所等/連絡先(ホームページ)	【団体概要】 〈詳細〉 ページ数	備考
ニュージーランド	The New Zealand Vice- Chancellor's Committee (NZVCC)	(事務所) Level 11, 94 Dixon Street (私書箱) PO Box 11915 Wellington 6142 http://www.nzvcc.ac.nz Tel: +64 (0) 4 381 8500 Fax: +64 (0) 4 381 8501 (問い合わせ先) Tel: +64(0) 4 381 8501(Executive Assistant)	【18項】 〈73~78頁〉	
カナダ	The Association of Universities and Colleges of Canada (AUCC)	350 Albert Street, suite 600 Ottawa, Ontario K1R 1B1 http://www.aucc.ca e-mail: info@aucc.ca Tel: +1 (0) 613 563 1236 Fax: +1 (0) 613 563 9745	【19項】 〈79~80頁〉	
アメリカ	American Council on Education (ACE)	One Dupont Circle NW Washington DC, 20036-1193 http://www.acenet.edu e-mail: comments@ace.nche.edu Tel:+1 (0) 202 939 9300	【20項】 〈81~84頁〉	アメリカの 高等教育界を 代表する 主要機関
	Association of American Universities (AAU)	1200 New York Avenue, NW, Suite 550 Washington, DC 20005 http://www.aau.edu Tel:+1 (0) 202 408 7500	【21項】 〈85~86頁〉	カナダ国内の リサーチユニ バーシティー も一部含む
アメリカ	Association of Governing Boards of Universities and Colleges (AGB)	One Dupont Circle Suite 400 Washington, DC 20036 http://www.agb.org e-mail: info@agb.org Tel: +1 (0) 202 296 8400 Fax: +1 (0) 202 223 7053	【22項】 〈87~88頁〉	大学の理事、 学長、総長を 会員とする 全米協会

区 分 国名 (略称)		住所等/連絡先(ホームページ)	【団体概要】 〈詳細〉 ページ数	備考
	Council of Graduate Schools (CGS)	One Dupont Circle NW, Suite 430 Washington, DC 20036 http://www.cgsnet.org Tel: +1 (0) 202 223 3791 Fax: +1 (0) 202 331 7157	【23項】 〈89~90頁〉	大学院学部長 の協会 (AAUと協力 関係にある)
	Council on Governmental Relations (COGR)	1200 New York Ave, NW, Suite 750 Washington, D.C. 20005 http://www.cogr.edu Tel: +1 (0) 202 289 6655 Fax: +1 (0) 202 289 6698	【24項】 〈91~93頁〉	研究大学の 協会 (AAUと協力 関係にある)
E	American Indian Higher Education Consortium (AIHEC)	121 Oronoco Street Alexandria, Virginia 22314 http://www.aihec.org Tel: +1 (0) 703 838 0400 Fax: +1 (0) 703 838 0388	【25項】 〈94頁〉	アメリカン・ インディアンの 部族大学の協会 (NASULGC のメンバー)
	National Association of State Universities and Land- Grant Colleges (NASULGC)	1307 New York Avenue, NW Suite 400 Washington, DC 20005-4722 http://www.nasulgc.org Tel: +1 (0) 202 478 6040 Fax: +1 (0) 202 478 6046	【26項】 〈95~96頁〉	全米の州立 (公立)大学と 国有地付与大学 の協会 (AAUと協力 関係にある)

区 分機関名		住所等/連絡先(ホームページ)	【団体概要】 〈詳細〉 ページ数	備考
国際大学協会	International Association of Universities (IAU)	(IAU事務局) UNESCO House, 1, rue Miollis 75732 Paris Cedex 15 http://www.unesco.org/iau e-mail: iau@unesco.org Tel.: +33 (0) 1 45 68 48 00 Fax: +33 (0) 1 47 34 76 05 (IAU/UNESCO高等教育情報センター) UNESCO House, 1, rue Miollis 75732 Paris Cedex 15 e-mail: centre.iau@unesco.org Tel.: +33 (0) 1 45 68 48 02 Fax: +33 (0) 1 47 34 76 05	【27項】 〈99~ 104頁〉	ユネスコを スコを 日本を 日本を 日本を 日本を 日の 大学で はカセンター
世界大学長協会	International Association of University Presidents (IAUP)	(IAUP会長) c/o Siam University 235 Petkasem Road, Phasicharoen, Bangkok 10163 Thailand http://www.iaups.org e-mail: siam@siam.edu Tel: +66 (0) 2868 6885 Fax: +66 (0) 2868 6879	【28項】 〈105~ 107頁〉	世界の高等教 育機関の最高 経営責任者の 協会
ヨーロッパ	European University Association (EUA)	Rue d'Egmont, 13 1000- Brussels Belgium http://www.eua.be e-mail: info@eua.be Tel: +32 (0) 2 230 55 44 Fax: +32 (0) 2 230 57 51	【29項】 〈108~ 109頁〉	欧州の高等教 育機関と学長 会議の協会
大学協会	Magna Charta Observatory of Fundamental University values and Rights (Ovservatory)	Via Zamboni 25, 40126 Bologna, Italy http://www.magna-charta.org e-mail: magnacharta@unibo.it Tel: +39 (0) 51 2098709 Fax: +39 (0) 51 2098710	〈109~ 110頁〉	ボローニャ 大学と Association of European Universities (CRE) で創立

(団体情報は2006年9月~2007年6月にホームページに掲載されていたもの)

国別、大学団体の概要

	(詳細版ページ数:33ページ)
国 名	イギリス
団 体 名	Universities UK
(略称)	UUK
	大学(ユニバーシティーとユニバーシティーカレッジ)の学長による 非公式な会議が現在のUUKの原型
設 立	1918年、 非営利(公益性)の有限責任保証会社として英国大学学長委員会 (CVCP)設立 2000年、 Universities UKに組織名称を変更 〈詳細版 1.2.を参照〉
運営形態	非営利(公益性)の有限責任保証会社 (Company limited by guarantee with charitable status)
組織の性格	大学と大学の首席執行官(Executive Head)の協会
メンバー (会 員)	イギリス国内の全大学の128機関、および、その高等教育機関の首席執行官 〈詳細版 1.3.を参照〉
活動目的・内容	①ステークホルダー(利害共有者)に影響力を与えること。 ②政策の緻密な分析をする。 ③セクター間で連携・協力する。 ④UUKメンバーの大学に包括的なサービスを提供する。 ⑤UUKの活動の有効性と成果を高める。
	UUK事務局 (構成) ・UUK最高執行役(Chief Executive of Universities UK) ・財務理事(Director of Resource): 私企業の総務担当重役(Company Secretary)に相当 ・事務局スタッフ 約55人
運営システム	事務局はグループに分かれて業務を行う。 ①広報渉外・コミュニケーショングループ (External Relations and Communications Group) ②政策開発グループ (Policy Development Group) ③リソースグループ (Resource Group) ④研究ユニット (Research Unit)
	政策委員会(Policy Committees) 長期戦略グループ(Longer Term Strategy Group) UUK会長 理事会(UK Board) 執行委員会(UK Executive)
財政基盤	〈詳細版 1.4.を参照〉 メンバーの会費(協会全収益の25%) 商業活動による自主的な収益(協会全収益の75%)
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈1.1. 組織の使命〉 〈1.5. 関係組織〉 〈1.6. 図・Universities UK―メンバーの組織構造〉 〈1.7. 設立までの経緯〉

	(詳細版ページ数:39ページ)
国 名	ドイツ
団 体 名	German's Rector's Conference
(略 称)	HRK
	1949年、西ドイツ大学学長会議(WRK)設立
設 立	1990年、東西ドイツ統一を契機に組織名称をドイツ大学学長会議(HRK) に変更(旧東ドイツの高等教育機関が新たに加盟)
運営形態	非営利の任意団体
組織の性格	州立大学、もしくは州認可の大学、その他の高等教育機関で形成する大学 協会
メンバー (会 員)	ドイツ国内の257高等教育機関 〈詳細版 2.2.を参照〉
活動目的・内容	①メンバー大学に情報提供する。 ②メンバー大学に共通する高等教育政策の課題を草案化して表明する。 ③市民に高等教育の情報を伝える。 ④連邦政府や州政府に勧告する。 ⑤教育および研究の質を保証する。 ⑥学生の流動化、他の組織との連携、高等教育の国際的な協力体制を推進する。 ⑦文献や記録文書を収集する。
運営システム	 総会 (General Meeting) 理事会 (Senate) 執行委員会 (Executive Board) ・会長 (President) ・副会長 (Vice-Presidents) メンバーズグループ (Member's Groups) 常設委員会 (Standing Committees) ・企画・運営委員会 ・国際関係委員会 ・国際関係委員会 ・研究者・若手研究者後援委員会 ・教育・学生委員会 ・本方・ア・ノリッジトランスファー委員会 年次総会 (Annual Meetings) 事務局 (Secretariat) ・事務局長 (Secretary General) ドイツ大学学長会議振興財団 1965年にWRKの法務と財務を担当する機関として設置 〈詳細版 2.3.を参照〉
財政基盤	ドイツ大学学長会議振興財団 (Foundation for the Promotion of the HRK) 〈詳細版 2.4.を参照〉
上記以外の項目〈詳細版に掲載〉	〈2.1. 組織の使命〉 〈2.5. 関係団体〉 〈2.6. 図・教育関連領域における組織構造〉 〈2.7. 戦後の高等教育再編からドイツ大学学長会議設立までの歩み〉

	(詳細版ペーシ数:49ページ)
国 名	オランダ
団 体 名	Association of Universities in the Netherlands
(略 称)	VSNU
設 立	1985年
運営形態	財団法人
組織の性格	・アカデミックカウンシルの後継機関として設立された大学協会 ・メンバーはボランタリーとして活動する
メンバー (会 員)	オランダ国内の公的資金援助を得る14の研究大学〈 詳細版 3.2.を参照〉 (HOBを除く)
活動目的 ・内容	①大学に共通する利害関心を議会、政治家、政府、市民団体と共有する。②大学に代わって、大学職員と集団労働協定(Collective Employment Agreement)を結ぶ。大学セクターにおける労働条件を、大学の代わりに被雇用者団体、政府、地域団体と話し合う。 ③フォーラムを開催して共通の理解を得る。 ④情報およびサービスを大学や市民に提供する。 a)高等教育セクターの年間レポート b)学生、職員の総数 c)メンバー大学、マスターコース以上の全ての欠員募集 ⑤高等教育法案、質の保証、認可の手続き等、国の高等教育政策に関与する。 ⑥ファンディング ⑦給与の調整および人材マネージメントを行う。
	総協議会 (General Council) 理事会 (Presidium/ Executive Board)
	・会長(President) 運営委員会(Steering Committees) ・研究委員会 ・教育委員会 ・ノリッジトランスファー委員会など
運営システム	VSNU事務局 (VSNUが雇用するスタッフは、部局に配属される。) ・事務局長(Secretary General) ・スタッフ 36人
	部局 (Department) ・広報局 ・戦略的政策局 ・労使関係局 ・施設局
	〈詳細版 3.3.を参照〉
財政基盤	メンバーの会費(協会全収益の70%) 外部からの事業援助資金(協会全収益の30%)
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈3.1. 組織の使命〉〈3.4. 関連団体〉〈3.5. 国際パートナーシップ〉

	(詳細版ページ数:51ページ)
国 名	フランス
団 体 名	Conference of University Presidents
(略 称)	CPU
設 立	1971年、大臣による設立機関として発足 1984年、法律で正式に承認
運営形態	大臣による設立機関
組織の性格	1968年以降の高等教育機関の再編成に伴って設立され、教育界の直接の意思で選ばれた代表で形成する大学長協議会が運営する大臣の統轄機関
メンバー (会 員)	フランス国内の全大学 (1999年にニューカレドニア大学とフランス領ポリネシア大学が加盟) 〈詳細版 4.2.を参照〉
活動目的・内容	①協会や大学長が有する知識やノウハウを共有し、大臣および大学の協議者(ネゴシエーター)として、大学の自治の拡大を目指す。 ②フランス国内、海外で発行された学位を認定する。 ③大学経営の近代化のために、大学高等教育機関相互支援機構(Agency for Mutualization)を支援する。 ④高等教育について議論する機会を市民に提供する。(フランス大学センター設立) 〈詳細版 4.3.を参照〉
運営システム	常設チーム(The Permanent Team) ・総代行人(General Delegate) 理事会(Board) ・第一副会長(The First Vice-President) ・副会長(Vice-President) 常設委員会(Permanent Committee) 全体総会(Plenary Assembly) 委員会(Committees) ①教育委員会 ②研究委員会 ③財務・人事委員会(IATOS) ④学生委員会 ⑤国際委員会 ⑥法律・規制委員会 ⑦欧州委員会(Europe Committee) 〈詳細版 4.4.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈4.1. 組織の使命〉 〈4.5. パートナーシップ〉

	(計細版ペーン数:54ペーン)
国 名	イタリア
団 体 名	Conference of Italian University Rectors
(略 称)	CRUI
設 立	1953年、大学長の私的な協会としてイタリア大学長会議(CRUI)を発足 2001年、イタリア大学長会議(CRUI)とイタリア大学長会議財団(CRUI Foundation)の連携体制になる
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	イタリア国内の国立および私立大学の大学長の協会で、民法典34条に規定 される[研究と大学の連携]に準拠して活動する
メンバー (会 員)	イタリア国内の国立大学および私立大学の77大学
活動目的・内容	①議会や教育省が基準とする学術界(Academic World)の代表として、大学システムの根幹に関わる提案、協議、連携・協力をする。 ②政府が構想する自律的な大学というモデルを発展させる。「欧州の高等教育と研究分野」の形成に努める。 ③CRUIが有する知識と専門家を活用して、大学の将来構想や大学システムに関する議論に貢献する。 ④自律した大学間の連携を構築する。 ⑤大学システムの新たな方法やモデルを施行する。 ⑥大学の近代化されたサービスセンターとして活動する。
運営システム	総会(General Assembly) 会長委員会(The Committee of the Presidency) (構成) ・会長(President) ・副会長(Vice President) ・事務局長(General Secretary) ・専務理事(Executive Director) 執行機関(Executive Organ):ローマ本部/ブリュッセル本部約20人のスタッフは7つの分野の業務を行う。 ①運営 ②ブリュッセル事務局 ③研究センター(Study Centre) ④コミュニケーション ⑤国際関係 ⑥企画 ⑦事務局 〈詳細版 5.2.を参照〉
財政基盤	イタリア大学長会議財団 (CRUI Foundation) 〈詳細版 5.3.を参照〉
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈5.1. 組織の使命〉 〈5.4. 関係組織等〉

	(詳細版ペーン数・59ペーン)
国 名	スウェーデン
団 体 名	Association of Swedish Higher Education
(略 称)	SUHF
設 立	1995年〈詳細版 6.2.を参照〉
運営形態	任意団体
組織の性格	・高等教育機関の連携・協力を目的とする協会 ・協会は法律で規定されていないため公式の権利義務は持たない 〈詳細版 6.3.を参照〉
メンバー (会 員)	スウェーデン国内の大学およびユニバーシティーカレッジの42大学 〈詳細版 6.4.を参照〉
活動目的・内容	会議、ワーキンググループ、報告書、セミナー、および、議会、政府、 政府の委員会との直接的な折衝を通して活動する。 ①学部レベルの教育 ②大学院教育 ③研究 ④組織としての高等教育 ⑤高等教育と社会との連帯 ⑥職員および事務局関係 ⑦海外の姉妹団体との連携・協力
運営システム	総会(General Assembly) 役員会(Board) 理事会(Presidium) (構成)・会長(Chairman)・副会長(Vice-Chairman)・事務局長(Secretary General) 事務局(Office)・事務局長・事務局スタッフ ワーキンググループ(Working Group)・常設委員会・臨時委員会 〈詳細版 6.6.を参照〉
財政基盤	メンバーの会費 〈詳細版 6.7.を参照〉
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	(6.1.組織の使命) (6.8.関係国際組織)

国 名	フィンランド
団 体 名	Finnish Council of University Rectors
(略 称)	FCUR
設 立	1969年
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	・メンバー大学によって創設された協議会 ・近年の欧州やフィンランドにおける高等教育や研究の環境の変化に 伴って、フィンランド大学長協議会(FCUR)の戦略的な立場は強化さ れる傾向にある
メンバー (会 員)	21の大学の学長 (総合大学、単科大学《経済、工科》、芸術大学《演劇、美術、デザイン》など)
活動目的・内容	 ①大学長同士が近年の高等教育の傾向について議論し、共通した見解を形成するフォーラムを開く。 ②政府の政策決定者に勧告する。 ③大学に潜在的に影響を及ぼす広範な問題に対して、共通した戦略を公式化する。 ④フィンランド国内の大学間の連携・協力を推進する。 ⑤FCURと欧州との協力は、ヨーロッパ大学協会(EUA)との活動を中心とする。 ⑥スカンディナヴィア、欧州、国際組織との連携・協力を積極的に行う。
運営システム	委員長(Chairman) 執行委員会(Executive Committee) 事務局(Secretariat) 〈詳細版 7.2.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈7.1. 組織の使命〉

	(詳細版ペーシ数:63ページ)
国 名	韓国
団 体 名	Korean Council for University Education
(略 称)	KCEU
設 立	1982年
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	・大学教育政策に対する政府の規制による大学への負担を防ぐために、 政府と大学の間に介在する非政府機関 ・大学と政府の対立を防ぎ全大学に共通する解決策を探る大学間の連携団 体
メンバー (会 員)	韓国国内の全 4 年制大学 (4年制大学の国立、公立、私立の全大学)
活動目的・内容	①大学のアクレディテーション ②大学入学制度の研究、および、その開発と支援 ③大学教育システムの研究、および、マネージメント ④大学の資金調達に関する研究、および、大学の財政政策の開発 ⑤教員と大学事務職員のための職業教育プログラムの開発 ⑥履修課程と教授方法に関する研究、および、その開発と普及 ⑦大韓民国・教育省(Ministry of Education and Human Resources)に委任された事業の実施 ⑧大学間の連携プロジェクトの実施 〈詳細版 8.2.を参照〉
運営システム	総会(General Assembly) 理事会(Board of Trustees) (構成) ・議長(Chairman) ・副議長(Vice-Chairmans) ・理事(Trustees) ・監査役(Auditors) 事務局長室(Office of Secretary General) 委員会(Committees) ・アクレディテーション委員会 ・大学倫理委員会 ・ 平和統一教育研究委員会 ・ 大学自治推進委員会 ・ 韓国大学社会福祉事業協議会(KUCSS) 〈詳細版 8.3.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈8.1. 組織の使命〉

	(詳細版ペーン数:68ペーン)
国 名	オーストラリア
団 体 名	Universities Australia
(略 称)	
設 立	2007年 5 月、 前身のオーストラリア学長会議 (AVCC) からUniversities Austuraliaになる
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	・大学セクターを代表する最高協議体 ・1920年のオーストラリア国内 6 大学の学長によるオーストラリア学長会 議がユニバーシティーズ・オーストラリアの前身
メンバー (会 員)	38大学〈詳細版 9.1.を参照〉
活動目的・内容	①大学を通して、国家に利益をもたらす。 ②オーストラリア国内の大学の活動とその任務を支援する。 ③教育、研究、リサーチトレーニング等の高等教育問題を協議して、政策に対する自らの立場を確立し推進する。 ④オーストラリア国内の大学の国際化を推進する。 ⑤オーストラリア国内の大学への情報提供と、オーストラリアの大学に関する情報の提供。 ⑥大学へのサービス(購入の手配等)と、大学への様々なプログラムの提供。 ⑦学生、職員、卒業生の福利を追求する。 ⑧学生、職員、卒業生にスキルと知識の向上の機会を提供するために大学を支援する。 ⑨オーストラリア国内の大学の需要と問題点、大学や教育団体と地域社会の関係の在り方を研究する。調査・研究に資金援助する。 ⑩協会を発展させる。〈詳細版 9.2.を参照〉 ・国の評価機関と関係をもつ。
運営システム	大学長(Vice-Chancellors) 理事会(Board of Directors) 「リード・バイスキャンセラーズ」(Lead Vice-Chancellors) 事務局(Secretariat) 〈詳細版 9.3.を参照〉
財政基盤	38大学の年間の寄付金
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈9.4. 関係機関〉 〈9.5. 協会と関係ある国の質保証機関〉

	(詳細版ページ数:73ページ)
国 名	ニュージーランド
団 体 名	The New Zealand Vice-Chancellor's Committee
(略 称)	NZVCC
設 立	1961年〈詳細版 10.2.を参照〉
運営形態	公益法人(クラウン エンティティー)
組織の性格	中央省庁と国有企業を除いた行政サービスを行う公益法人(Crown Entity)であるNZVCCの法的な権能は、1990年教育改正法に明記される 〈詳細版 10.3.を参照〉
メンバー (会 員)	ニュージーランド国内の全 8 大学の学長
活動目的・内容	①政策提言 ②学生への情報提供 ③大学職員関連事項 ④大学のプログラムの質保証 その他に、議会への年間会計検査報告書の提出を行う。 〈詳細版 10.4.を参照〉
運営システム	NZVCCは各大学の代表者で形成する各常任委員会(Standing Committees) に権限を委譲して活動する。 (構成) ・8 大学の学長 ・事務局スタッフ 10人 ・NZVCC委員長 (Chairman) 常任委員会 (Standing Committees) ①ニュージーランド大学司書協議会 (CONZUL) ②著作権委員会 ③大学学務プログラム委員会 (CUAP) ④ヒューマンリソース委員会 ⑤情報工学委員会 ⑥国際政策委員会 ⑦国際戦略部マネージャー・ディレクター委員会 ⑧卒業生就職委員会 ⑨研究委員会 ⑩奨学金委員会 ⑪ 戦略・運営・ファンディングに関する情報交換委員会 ⑫マオリ人委員会
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈10.1. 組織の使命〉

	(計和版パーン数・79パーン)
国 名	カナダ
団 体 名	The Association of Universities and Colleges of Canada
(略 称)	AUCC
設 立	1911年、1912年のCongress of Empire Universitiesの議題を協議するために集結した大学長の会議がAUCCの原型 1963年、カナダ議会により法人として承認
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	
メンバー (会 員)	カナダ国内の92大学 (公立大学、非営利の私立大学、ユニバーシティーレベルのカレッジ)
活動目的・内容	 ①政府、産業界、コミュニティーリーダーと専門知識や情報を共有し、公共政策に影響力を及ぼす。 (大学のファンディング、研究活動の支援、カナダ国内の高等教育の国際化、知的財産) ②カナダ国内の高等教育の最も信頼性が高い情報源として、ウェブサイトや刊行物で情報を提供する。 ③奨学金プログラムと国際的なプログラムを運営する。 〈詳細版 11.2.を参照〉
運営システム	理事会 (Board of Directors) (構成) ・会長 (Chairman) (大学長と兼務) ・高等教育機関の首席執行官 (Executive Head) 12人 ・州 (provincial) 地域 (regional) の4つの大学協会の委員長 (chairperson) 常設諮問委員会 (Standing Advisory Committees) ①教育問題とファンディング諮問委員会 ②大学研究諮問委員会 ③国際関係諮問委員会 ④法令・定款諮問委員会 (詳細版 11.3.を参照)
財政基盤	メンバーの会費 契約マネージメントサービスの収益 出版物の収益
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈11.1. 組織の使命〉 〈11.4. 設立の経緯〉

	(計細版ペーン数・81ペーン)
国 名	アメリカ
団 体 名	American Council on Education
(略 称)	ACE
設 立	1918年
運営形態	非営利の公益法人
組織の性格	全米の高等教育協会を統括し調整する、アメリカの高等教育界を代表する 機関
メンバー (会 員)	認定(accredited)された学位授与できる大学、高等教育関連の団体および協会等の約1800団体(賛助団体も含む)
活動目的・内容	①最も影響力のある団体として政府の高等教育政策、重要な訴訟手続き、市民に対して意見を表明する。 ②高等教育のリーダーを育成する。 ③生涯教育、大学の国際化、学生の移動(Transfer)、伝統的な高等教育と異なる履修の認定を推進する。 ④セクターを越えた全米規模のフォーラムを開く。 ⑤ 従来の高校の卒業証明書を必要としない成人の中等後教育(Postsecondary education)を可能にする。 〈詳細版 12.2.を参照〉
運営システム	理事会(Board of Director) 会長(President) 部局に分かれて活動する。 政府関係事項・広報局(Division of Government & Public Affairs) 経営管理・運営局(Division of Business & Operations) プログラム・研究局(Division of Programs & Research) ACE委員会(ACE Commissions) ①人種と民族の平等推進委員会 ②有効なリーダーシップのための委員会 ③生涯教育委員会 ④高等教育の女性のための委員会(OWEH) ⑤国際的イニシアチブのための委員会 〈詳細版 12.3.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈12.1. 組織の使命〉

(詳細版ページ数:85ページ)

	(FT NILLIUX
国 名	アメリカ
団 体 名	Association of American Universities
(略 称)	AAU
設 立	1900年
運営形態	非営利団体
組織の性格	博士課程の強化と標準化を目的として、14の博士号授与権のある大学に よって設立されたリサーチユニバーシティーの協会
メンバー (会 員)	アメリカ国内のリサーチユニバーシティーの62大学、 カナダ国内のリサーチユニバーシティーの 2 大学
活動目的・内容	①研究、大学院教育、職業専門教育に関連する国家政策において、メンバー大学が立脚点を得られるようにサポートする。 ②学部教育など大学に関係する広範な問題をフォーラムで話し合う。
運営システム	メンバーシップ会議(Membership Meeting) (春期メンバーシップ会議/秋期メンバーシップ会議) 執行委員会(Executive Committee) 常任会員委員会(Standing Membership Committee) 特別委員会(Ad hoc committee) (AAU構成グループ) ・AAU大学長配偶者団体(AAU Partner) ・政府関係協議会(Council on Federal Relations) ・大学院協会(Association of Graduate Schools) ・主席学務担当(Chief Academic Officers) ・広報担当(Public Affairs Officers) ・上級研究担当(Senior Research Officers) 〈詳細版 13.2.を参照〉
財政基盤	メンバーの会費
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈13.1. 組織の使命〉 〈13.3. 関連組織〉

(詳細版ページ数:87ページ)

国 名	アメリカ
団 体 名	Association of Governing Boards of Universities and Colleges
(略 称)	AGB
設 立	1921年
運営形態	公益法人
組織の性格	全米で唯一の高等教育機関の理事会の協会(財団法人の理事、大学の代表 執行役員、高等教育機関の運営と指導に関わる管理者)
メンバー (会 員)	全米の州立大学および私立大学、4年制および2年制大学、大学付属の財団法人の1200以上と、理事、大学長、総長等の34,000人以上が会員 〈詳細版14.2.を参照〉
活動目的・内容	大学理事会の業務の強化と専門化を目的として、大学長と理事会のパートナーシップを密接にし、理事会の役割を明確にする。 ・全米理事会議の開催・セミナー、ワークショップの実施・理事長、大学長のためのリーダーシップ研修事業の開催・出版、調査・研究など
運営システム	3 つの組織で協会の管理運営および諮問機関としての業務を行う。 理事会 (Board of Directors) 理事長協議会 (Council of Board Chairs) 大学長協議会 (Council of Presidents) 〈詳細版 14.3.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈14.1. 組織の使命〉

(詳細版ページ数:89ページ)

国 名	アメリカ
団 体 名	Council of Graduate Schools
(略 称)	CGS
設 立	1960年
運営形態	非営利団体
組織の性格	全米で唯一大学院(Graduate School)のDeanでつくる、大学院教育(graduate education)の支援と研究の推進を目的とする協会
メンバー (会 員)	アメリカ国内およびカナダ国内の470以上の大学 北米圏外の13大学 〈詳細版 15.2.を参照〉
活動目的・内容	①公共政策の研究と政策提言をする。大学院教育(graduate education)の国立情報センターとして活動する。 ②企業や財団の資金援助を得て大学院教育の質の向上のためのプログラムを実施する。 ・連邦政府、企業、協会が連携して様々なプログラムを実施する。 ・若手研究者を表彰する。 ・学生に大学院教育に関する情報を提供する。 〈詳細版 15.3.を参照〉
運営システム	全メンバーで管理運営する
財政基盤	財団、企業からの資金提供
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈15.1. 組織の使命〉

	(詳細版ページ数:91ページ)
国 名	アメリカ
団 体 名	Council on Governmental Relations
(略 称)	COGR
設 立	1948年、アメリカ国内の5地域の大学運営・財産管理者協会を総括して、代表する委員会として発足 1993年、独立した機関として法人化(NACUBOと連携) 〈詳細版 16.2.を参照〉
運営形態	非営利団体
組織の性格	リサーチユニバーシティーの協会 (一定額の連邦資金を得ているものに限る)
メンバー (会 員)	150大学: ・リサーチユニバーシティー ・大学付属の研究財団法人 〈詳細版 16.3.を参照〉
組織の目的・内容	ワシントンDCに本部を置くCOGRは、リサーチユニバーシティーと連邦 政府のファンディングエージェンシーの間に介在する組織として、研究者 や政策立案者にコンプライアンスに関する適切な情報を与え、説明を行う。 大学が必要とする法令に関する情報を即座に大学に伝える。
	メンバー大学およびメンバー大学に資金援助する政府機関の主な情報源として次の活動を推進する。 ・最高水準の研究 ・正確な情報に基づいて、研究と高等教育に関係する意思決定を行う。 ・メンバー大学における研究への投資から最大限の利益を産出する。
	〈詳細版 16.4.を参照〉
	経営委員会 (Executive Committee)
	理事会 (Board of Directors)
	投資委員会 (Investment Committee)
	推薦委員会(Nominations Committee)
運営システム	理事会は3つの常設委員会に分かれて活動する。 常設委員会(Standing Committees) ・資金対策委員会 ・契約・知的財産委員会 ・リサーチコンプライアンス・管理委員会
	ワーキンググループ(Working Groups) ・利害衡突のワーキンググループ ・みなし輸出管理に類するワーキンググループ ・被験者保護のワーキンググループ ・研究のセキュリティーのワーキンググループ
	ワシントン事務局(Washington Office) ・事務局長(President) ・専門職員 〈詳細版 16.5.を参照〉
財政基盤	メンバーの年会費
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈16.1. 組織の使命〉

(詳細版ページ数:94ページ)

国 名	アメリカ
団 体 名	American Indian Higher Education Consortium
(略 称)	AIHEC
設 立	1972年〈詳細版 17.2.を参照〉
運営形態	民間非営利団体
組織の性格	公認されていないアメリカン・インディアン部族の大学協会
メンバー (会 員)	連邦政府の承認を得たアメリカ国内の34のカレッジ カナダ国内の 1 機関
組織の目的・内容	①アメリカン・インディアンの教育水準を標準レベルにする。②部族が管理するカレッジ(tribally controlled college)の発展を支援する。③アメリカン・インディアンの高等教育の発展を促す法令の制定を目指す。④高等教育政策へのアメリカン・インディアンの関与を高める。
運営システム	
財政基盤	部族大学は、連邦信託地(内務省インディアン局の管理下でアメリカン・インディアンに管理が任されている地域)に設置されているため、州政府や地方自治体からの資金援助は少額または皆無であり、連邦政府がその主要な資金源である。
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈17.1. 組織の使命〉 〈17.3. Tribal Collegeとは?〉

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
国 名	アメリカ
団 体 名	National Association of State Universities and Land-Grant Colleges
(略 称)	NASULGC
設 立	1887年、前身である全米で最も古い高等教育協会を創設 1963年、全米国有地付与大学・州立大学協会と全米州立大学協会を統合し て現在のNASULGCになる 〈詳細版 18.2.を参照〉
運営形態	任意の公立(州立)大学協会
組織の性格	州立(公立)の研究大学、国有地付与大学、公立大学組織(state university system)でつくる任意の協会
メンバー (会 員)	アメリカ国内の214高等教育機関〈詳細版 18.3.を参照〉
組織の目的・内容	
運営システム	会長 (Chair) 理事会 (Board of Directors)
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈18.1. 組織の使命〉 〈18.4. Land Grant Collegeとは?〉

	(詳細版ペーン数:99ペーン)
機関	国際大学協会
	International Association of Universities
(略 称)	IAU
設 立	1950年
運営形態	NGO(非政府組織)
組織の性格	ユネスコの統括下で、世界各国の大学および大学と同等なレベルにある高 等教育機関の国際レベルでの協力センター
メンバー (会 員)	・教育と研究を行う学位授与できる高等教育機関(Institution)の580団体 ・大学協会、国内レベル、地域レベル、国際レベルの高等教育団体 (Organization) 〈詳細版 19.2.を参照〉
活動目的・内容	①個人の経験の交換と学問の発展を目指す。 ②大学の基本的な価値を再定義し、大学が果すべき機能を検討する。 ③長期的な視野で大学の役割と社会における大学の責任を認識し、支持し、 貢献する。 ④ユネスコや世界銀行等の国際機関の政策方針を視野に入れて、高等教育 について発言する。 ⑤現在の高等教育の傾向と今後の展開を理解するために分析、調査、議論 をする。 ⑥高等教育制度、高等教育機関、資格(学位)の情報を世界に発信する。 ネットワークを構築して大学間の連携・協力システムと交流を推進する。 〈詳細版 19.3.を参照〉
運営システム	理事会(Administrative Board) 執行委員会(Executive Committee) ・会長(President) ・副会長(Vice-Presidents):財務担当役員(Treasurer)を兼務 メンバーシップ委員会(Membership Committee) 財務委員会(Finance Committee) ワーキンググループ(Working Groups) 国際大学事務局(International Universities Bureau) 〈詳細版 19.4.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈19.1. 組織の使命:IAU憲章〉 〈19.5. 関係組織〉

(詳細版ページ数:105ページ)

	(詳細版ページ数:105ページ)
機関	世界大学長協会
	International Association of University Presidents
(略 称)	IAUP
設 立	1964年
運営形態	NGO(非政府組織)
組織の性格	・世界の高等教育機関の代表執行役員の連盟 ・ユネスコと正式な審議権を有する非政府組織 ・世界銀行、欧州委員会、IAU等の支援の下で活動し、各国のNGOと連携する
メンバー (会 員)	高等教育機関の代表執行役員(大学長、校長、総長、副総長等)の 約600人〈詳細版 20.2.を参照〉
活動目的・内容	(目的) ①文化の対話 ②軍縮教育、紛争解決と和平 ③質の保証とグローバルなアクレディテーション ④大学長交流プログラム ⑤産学連携 ⑥全ての人々の平等の権利 ⑦マイノリティーの人々への高等教育の機会の拡充 ⑧地域の視察調査 ⑨国際教育
	(内容) ①地域会議(Regional Conference) ②トリエンナーレ大会(Triennial Conference) ③執行委員会会議(Executive Committee Meeting) ④地域委員長(Regional Chair)主導によるプロジェクト ⑤ワーキンググループ: ユネスコと協働して世界の大学における平和研究に寄与 ⑥国際機関との共同セミナー、会議、ワークショップの開催 ⑦世界規模の討論の場(プラットフォーム) ⑧出版(『IAUP News』) ⑨プロジェクト・学術論文集『Legacy Series』の作成 〈詳細版 20.3.を参照〉
運営システム	会長室(Presidency) (構成) ・会長(President) ・事務局長(Secretary General) ・財務担当役員(Treasurer)
	地域協議会(Regional Council)
	執行委員会(Executive Committee)
	・名誉会員(Honorary Members)
	・特別顧問(Special Advisors)
	上級顧問協議会 (Council of Senior Advisors) 〈詳細版 20.3.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈20.1. 組織の使命〉

(詳細版ページ数:108ページ)

機関	ヨーロッパ大学協会
	Eurpoean University Association
(略 称)	EUA
設 立	2001年〈詳細版 21.2.を参照〉
運営形態	非営利団体
組織の性格	欧州の高等教育機関と欧州の学長会議の大学協会
メンバー (会 員)	46カ国、780団体の欧州の大学および欧州の学長会議
活動目的・内容	 ①ボローニャプロセスに参加する大学セクターおよび、その枠組みの下で活動する団体の公式な代表として、大学の意見を表明し、政策研究フォーラムにおいて欧州委員会に提言する。OECD、欧州理事会、ユネスコ等と連携・協力する。 ②プロジェクトや研究を通して、大学の問題と傾向、その有効な対策と分析を行う。(ボローニャプロセス、教育の質、ファンディング、資格の統一、博士課程、若手研究者の育成、ノリッジトランスファー、大学運営) ③政策立案者への政策提言と情報提供によるメンバーへのサービス。 ④大学管理、リーダーシップ、大学運営の専門性を強化する。
運営システム	会長室 (Presidency) ・会長 (President) ・副会長 (Vice-President) 理事会 (Board) 協議会 (Council) 総会 (General Assembly) 事務局 (Secretariat) 〈詳細版 21.3.を参照〉
財政基盤	
上記以外の項目 〈詳細版に掲載〉	〈21.1. 組織の使命〉 〈21.4. 連携機関:Magna Charta Observatory of Fundamental University Values and Rights〉

大学団体の詳細内容 【国 別 編】

1. Universities UK (UUK) 【英国】

1.1. 組織の使命

多様な資金源を確立して自律した確実な財源基盤をつくる。全ての人々がアクセス可能な最先端の研究と質の高い教育を提供する。

1.2. 設立

1918年に設立された英国大学学長委員会(CVCP)の正式名称はThe Committee of Vice-Chancellors and Principals of the Universities of the United Kingdomである。同年に、22校のユニバーシティーとカレッジの大学長で英国全大学長の顧問会議である第一回委員会を開催する。「英国の社会全体の利益のために、大学長が意見を交わす場である英国大学学長委員会の設立が望まれる」として、英国大学学長委員会における大学長(Vice-Chancellor)の権限が、1930年に大学によって正式に保証される。

1.3. メンバー (会員)

■ユニバーシティーカレッジ (University college):

ユニバーシティーカレッジは本来学位授与資格をもたない大学であり、ロンドン大学の学外学位(external degree)を取得させたが、今日ではそのほとんどが正式な大学の資格を有する。

■大学の首席執行官(Executive Head):

国会制定法(Act of Parliament)、枢密院(Privy Council)の審査を経て与えられる 勅許状(Royal Charter)や付属文書(statute)、または、勲章(order)を授与されて、 "university"としての法的な位置付けが与えられた、学士以上の学位を授与する法的 権限を有する英国の高等教育機関の首席執行官。

[メンバー内訳]

- 英国国内の全大学の大学長 (Vice-Chancellor) (ロンドン大学のみ大学長他15人)
- ●ウェールズ大学を形成している機関の大学長
- ●カーディフおよび、ニューポートのユニバーシティーカレッジの大学長 (Principal) と首席執行官 (Chief Executive)

●準会員:ウェールズの高等教育カレッジ(Higher Education College)およびスコットランドの高等教育カレッジは準会員の資格を有する。

1.4. 運営システム

事務局 (Universities UK Office):

- (構 成) ・UUKの最高執行役 (Chief Executive of Universities UK): 理事会の指名を受けて、UUKの日常的な管理運営業務に責任を負う。
 - · 財務理事 (Director of Resource)
 - 事務局スタッフ (Staff):約55人
- ①広報渉外・コミュニケーショングループ(External Relations and Communications Group):

国の高等教育政策を実施する大学を、大学のキャンペーン活動を通して支援する。 英国の大学制度に関する情報を提供する。

- ②政策開発グループ (Policy Development Group):
 - ・研究および分析を行う。高等教育に影響を及ぼす広範な政策や専門的な問題について勧告する。
 - ・政府機関、シンクタンク、UUKメンバー大学、専門家集団、主要なステークホル ダー(利害共有者)との関係を構築する。
 - ・戦略グループ (Strategy Group)、長期戦略グループ (Long Term Strategy Group)、その他の調査グループを管理する。
 - ・広報渉外・コミュニケーショングループと緊密に連携して、UUKのロビー活動が 確かな根拠を持って行われていることを表明するための手助けをする。
- ③リソースグループ(Resource Group):

人的問題、財政、メンバーシップ等のサービス業務全般を扱う。執行委員会 (Executive Committee)、理事会 (Board) 等の主要な会議の活動をサポートする。 ウォーバーンハウス (UUK事務局) を管理する。

④研究ユニット (Research Unit):

政策開発と政策キャンペーンをサポートするために、研究活動、研究の委託、研 究の分析を行う。

会長(UUK President):

(業務) 主要な全委員会、理事会 (Board)、執行委員会 (Executive Committee) で議長を務める。会長はUUKの常勤職員である。

(選出方法) 全メンバーによる単記移譲式投票方式注)

(任 期) 2 学年期、例外的な決議の場合のみ再選可能

政策委員会(Policy Committees):

大学長が中核となって形成するチーム。大学の利害関心をより広範の人々と共有するために、外部との連携活動を行いUUKの政策の指針役となる。政府機関、専門家集団、産業界、通商界、教育セクター、海外の諸団体との戦略的な関係を強化する。

「政策委員会の詳細]

①エンプロイアビリティー(雇用される能力)・経済産業政策委員会(Employability, Business and Industry Policy Committee):

大学と産業界が有する知識の相互活用の推進を目指す「知識転移(Knowlegde Transfer)」は、競争力の強化や生活の質の向上等を図る政府の経済政策や公共事業等、改革アジェンダ(Modernisation Agenda)の推進力である。「知識転移(Knowledge Transfer)」は、近年高等教育セクターの中心的な活動になりつつある。

- ②ファンディング・マネージメント政策委員会 (Funding and Management Policy Committee)
- ③医療・社会福祉政策委員会(Health and Social Care Policy Committee):

医療関係者の教育と研究政策に影響を与えることを目的として、教育や研究に携わる医療関係者や国の医療に関係する外部団体の代表者と、直接に、または、サブグループを通して間接的な連携関係をつくる。委員会はサブグループに活動の方針を示し、また、サブグループは委員会に報告書を出す。

④国際・欧州政策委員会 (International and European Policy Committee):英国の大学の国際的評価を維持するために、国際レベルの高等教育界の主要な外

注) 単記移譲式投票(single transferable vote):比例代表制の一種である単記移譲式投票制方式によれば、有権者は、各々の候補者に順位をつけて投票し、全議席数に1を加えた数で有効投票数を割った当選基数(quota)を上回る票数が他候補者に委譲される。結果的に、比例代表に近い議席配分になるとされていて、現在アイルランドの選挙で採用されている。」 戒能通厚編、『現代イギリス法事典-新法学ライブラリ、別巻1』、新世社、2003年、p.154

部団体やステークホルダー(利害共有者)との近密な連携関係を保持して、影響力を与える。

⑤長期戦略グループ(Longer Term Strategy Group)

⑥研究政策委員会(Research Policy Committee):

UUKの研究政策方針を決める主要なフォーラムである研究政策委員会は、大学における研究のファンディングやマネージメント等、研究政策に関する多角的な戦略的方針に責任を負う。メンバーは英国国内の様々な大学から集結した17人で構成される。

⑦学生生活政策委員会(Student Experience Policy Committee):

大学進学準備教育(pre-higher education)、継続教育(further education)、高等教育を享受する人口の拡大と進学する社会層の多様化、学生のための社会福祉援助、教育、教育の質の保証と向上、雇用される能力(employability)等、学生の生活全般に関する事項を扱う。UUKは高等教育質保証機構(QAA)の法的な所有者の1つである。

⑧教員教育諮問グループ(Teacher Education Advisory Group)

長期戦略グループ (Longer Term Strategy Group):

潜在的に重要性の高い問題についてフォーラムで大学と話し合う。国家として優先 すべき高等教育問題を推進する。

理事会(UK Board):

(構 成) 会長、財務理事、副会長 3 人を含む24人(HEW、Universities England and NI Council, Universities Scotland が指名する代表者各 1 人を含む)

(業務) UUKの中心的な意思決定機関

(選出方法) メンバー会議、会長は理事メンバーを6人まで指名できる。

(開催頻度) 年に5回

執行委員会(UK Executives):

(構 成) 会長、副会長3人、財務理事

(業務)・理事会(Board)の小委員会として活動する。

- 理事会をサポートする。
- ・UUK最高執行役に勧告する。

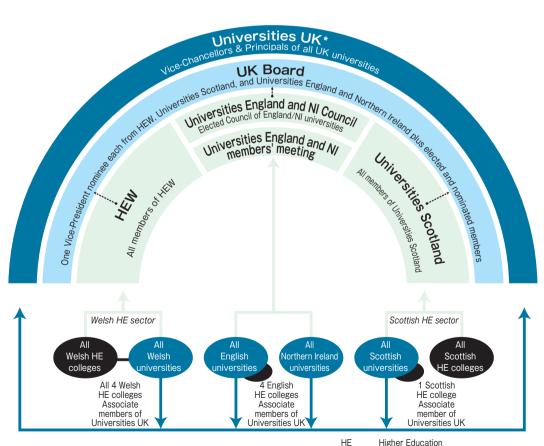
- ・理事会の代行として緊急事項の決定権を持つ。
- ・UUKの定期的なモニタリング、組織調整、企画、連絡、理事会についての報告をする。

(開催頻度) 年5回

1.5. 関係組織 - Universities Scotland/ HE Wales/ Universities England and NI Council

UUKを形成する組織であるUniversities Scotland、Higher Education Wales (HEW)、Universities England and Nothern Ireland Councilは、UUKメンバーである英国国内の全大学を、スコットランド、ウェールズ、イングランド・北アイルランドの地域別に管理する。各組織は、1人の推薦者をUK理事会に置く。イングランド・北アイルランド協議会のみ独立した団体として活動する。

1.6. 図・Universities UKにおけるメンバー組織構造



HEW

NI

Higher Education Higher Education Wales Northern Ireland 政策立案は行わない

1.7. ユニバーシティーUK設立までの経緯

1918年	英国大学学長委員会(CVCP)設立
1960年代	10大学が新たに創立され、高等工科カレッジ10校とスコットランドの高等教育機関 2 校が大学に格上げされる。
1992年	ポリテクニク等がユニバーシティーに格上げされる。英国大学学長委員会(CVCP)とポリテクニク大学長委員会(CDP)が統合する。
1999年	スコットランド・ウェールズ自治権委譲を受けて、全てのメンバーのサービスを継続的に保証するために、CVCPと連携関係にある独自の権限を持つナショナルカウンシルを設立する。 ・ウェールズ全国協議会(National Council for Wales) ・スコットランド全国協議会(National Council for Scotland) ・イングランド・北アイルランド協議会(England and Nothern Ireland Council)
2000年	Universities UKに組織名称を変更

2. Hochschulrektorenkonferenz (HRK) [ドイツ]

2.1. 組織の使命

政府や市民に向けて大学の意見を表明し、大学が共同で意見を形成するフォーラムである。研究、教育、学科、大学院教育、「知識転移(Knowledge Transfer)」、国際協力、大学の自治など、大学の使命に関係する全ての問題を扱う。

2.2. メンバー (会員)

ドイツ国内の257機関(ドイツ国内の大学の98%がHRKメンバー) 高等教育機関がメンバーであり、大学長はその代表である。

種類	メンバー数
①総合大学、工科大学(伝統型大学)	81
②専門大学(Fachhochschule)	116
③芸術大学	44
④神学・哲学、教会系大学	8
⑤バーデン・ビュッテンベルグ州教育専門大学	6
⑥その他の教育機関	2

(2007年1月1日現在)

2.3. 運営システム

総会や理事会(Senate)の決議における各高等教育機関の持ち票は、高等教育機関の 種類とその規模に応じて異なる。

種類	メンバー数	持ち票 (総会)	持ち票(理事会)
総合大学、工科大学	81	305	33
専門大学	117	159	16
バーデン・ビュッテンベルグ州 教育専門大学	6	6	1
芸術大学	44	44	2
神学・哲学、教会系大学	9	9	1
その他の教育機関	2	2	
総計	259	524	53

(2007年1月1日現在)

総会 (General Meeting):

- (業 務)・最高意思決定機関
 - ・定款の改正、予算の決定等、協会の最重要事項を決める。
 - ・メンバーズグループ (Member's Group) の代表者 (Spokesperson) を除いた執行委員会メンバー (Executive Board) を選ぶ。

理事会 (Senate):

- (業 務)・中期、長期的イニシアチブ、企画、戦略について協議する。
 - ・州大学長会議の利害関心に配慮して、緊急の場合の決定権を持つ。

執行委員会 (Executive Board):

- (業 務)業務執行機関
- (構 成) 会長、副会長 5 人、伝統型大学のメンバーズグループおよび専門大学 のメンバーズグループの代表者

会 長: HRKの代表者として、日常的な業務、会議の招集、会議進行、HRKの調整をする。3年任期、再選は1度

副会長:①総会で大学長の推薦によって選ばれた5人(各常設委員 会の委員長)

> ②伝統型大学および専門大学のメンバーズグループ会議で 代表者に選ばれた各1人

メンバーズグループ (Member's Groups):

高等教育機関のタイプに固有の問題について意見を交わす。伝統型大学(総合大学、 工科大学)と専門大学(Fachhochschule)は任意のグループを形成し、それぞれのグ ループの代表者(Spokesperson)1人を選ぶ。最低年1度のメンバーによる会議の開 催が定款で定められている。メンバーズグループの決定は、執行委員会(Executive Board)、理事会(Senate)、総会(General Meeting)で最終的に決議される。

年次総会(Annual Meetings):

- (構 成) 全メンバーの高等教育機関の代表者
- (業務) 全メンバー機関の代表者は、年次総会に招聘された社会団体や政治団体の代表者と討議する。

常設委員会(Standing Committees):

副会長が座長として委員会を統括する。

- (構 成) 大学長、会長、副会長、高等教育機関所属の研究者、非大学系団体の専門家
- (業務)・高等教育政策の緊急の課題について協議する。
 - ・総会の準備をする。

[委員会の内訳]

- · 企画 · 運営委員会
- · 国際関係委員会
- ·研究·若手研究者後援委員会
- · 教育 · 学牛委員会
- ・ニューメディア、ノリッジトランスファー委員会

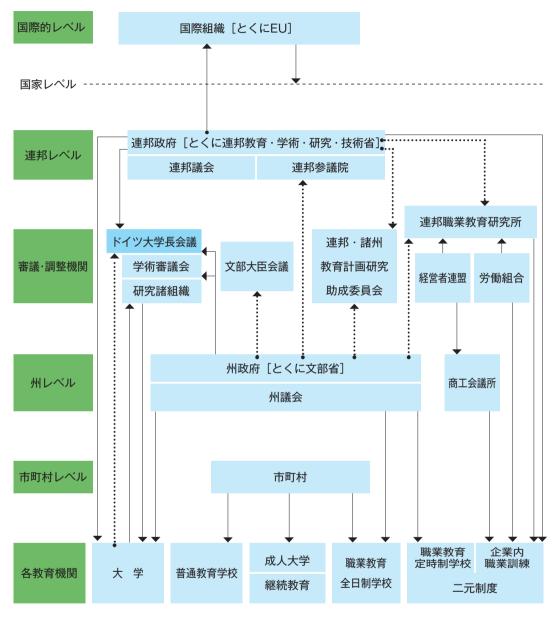
2.4. ドイツ大学学長会議振興財団 (Foundation for the Promotion of the HRK)

HRKの法務と財務を担当する。HRK振興財団は、HRKの活動に必要な人材と物質的支援の調達を行い、その使命は民法によって規定される。財団は、諮問機関とHRKの監督下で、HRK会長、HRK副会長、事務局長から成る理事会で運営される。運営資金は、高等教育機関の代行者である州政府からの助成金、ドイツ連邦教育研究省の助成金、私大の会費による。(2006年のHRKの年間運営費は約340万ユーロ)

2.5. 関係団体

- ■連邦教育研究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung)
 - www.bmbf.de
- ■文部大臣会議事務局(Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland = KMK)
 - www.kmk.org
- ■連邦職業教育研究所(Bundesinstitut für Berufsbildung = BIBB)
 - www.bibb.de
- ■連邦政治教育センター (Bundeszentrale für politische Bildung)
 - www.bpb.de
- ドイツ市民大学連盟 (Deutscher Volkshochschul-Verband e. V.)
 - www.dvv-vhs.de
- ■ドイツ成人教育研究所 (Deutsches Institut für Erwachsenenbildung)
 - www.die-frankfurt.de

2.6. 図・教育関連領域における組織構造



→関与 •·····• 代表を派遣

(出典 | 事典 現代のドイツ、大修館書店、1995年、548項。)

2.7. 戦後の高等教育再編からドイツ大学学長会議設立までの歩み

1. HRK設立までの主要な出来事:ドイツ帝国から1990年大学長会議(HRK)まで

1903年	政府の監督外で大学長の公式な集まりである第1回ドイツ大学学長会 議(Deutsche Rektorenkonferenz) を開催 (1933年までに通算で28回開催)
1936年	政府の監督外における大学学長会議の開催が禁止される
1945年	英国が占領地域に北西ドイツ大学学長会議(Nordwestdeutschen Rektorenkonferenz)を創設
1946年	アメリカが占領地域に大学学長会議を創設
1949年まで	米・英・仏の占領地域下にある高等教育機関と大学長によって、西ドイツ大学学長会議(Westdeutsche Rektorenkonferenz = WRK)を設立
1947年	ソビエト連邦占領下にある大学の大学学長会議への参加が認められな くなる
1951年	WRKに会長職が1年任期で導入される
1952年まで	大学連盟とアメリカ政府の共催でヒンターツァーテンにて大学改革研 究会を開催
1953年	ゲッティンゲンにWRK事務局開設、4人による理事会体制を導入
1955年	大学連盟とアメリカ政府の共催で、バッド・ホネフにて学生支援の 大学会議を開催 (ホネファーモデル)
1956年	WRK事務局がボンに移転、 西ドイツ大学学長会議振興財団の設立
1970年	教育大学がWRKメンバーに加盟
1974年まで	専門大学、芸術大学、神学・哲学大学・教会系大学、連邦国防軍大学 がWRKに加盟
1990年	東西ドイツ統一により、旧東ドイツの5つの州と旧東ベルリンの21 高等教育機関が新たにWRKに加盟。これに伴い、ドイツ大学学長会議 (Hochschulrektorenkonferenz=HRK) が新たに発足

2. 戦後西ドイツの高等教育システム再建から東西ドイツ統一によるドイツ大学学長会 議(HRK) 創立までの歩み

第二次世界大戦後、米、英、仏による西側ドイツの占領地域単位別に設置された「大 学会議」(Hochschultage)に代わる今後の組織について話し合うため、1949年4月21日 に、総合大学16校、工科大学7校、西ドイツおよび西ベルリンにある8つの高等教育機 関の大学長がミュンヘンに集結した。会議では、共通の高等教育政策について模索し、と りわけ重要な課題であった、大学会議に代わる西側ドイツ地域に共通する組織として、 西ドイツ大学学長会議(以下原則としてWRKとして略称)の創立と設立のための手続き が提案された。会議では他に、試験や教授資格取得の統一基準、大学の入学定員、退学 勧告のルール、学位の剥奪に関する原則等が話し合われ、「新たな組織での東ドイツの 高等教育機関の位置付け」、財源の調達手段、大学会議の管理下から独立した政府の 高等教育機関として1948年7月2日に創設された、11連邦州の文部大臣による常設会議 である文部大臣会議(Ständigen Konferenz der Kulfusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland = KMK) と西ドイツ大学学長会議 (WRK) の今後の関係 が取り上げられた。この時期、ソビエト占領下の大学はすでに大学の自治を失っていた。 しかし、東西の高等教育機関は、「中央ドイツ委員会」(Central German Committee)の 設置、東ドイツの高等教育機関の全ての資料と文書の収集、大学長による単発的な会議、 政治的に中立な立場での密会を行い、関係を継続していた。高等教育機関の選ばれた代 表者として東西ドイツの大学長が再び同じ大学長会議に集まるまでには40年が費やされ た。

大学長にとって大学会議に別れを告げることは困難を伴うものであった。第二次世界 大戦直後1945年には、政府による干渉を受けない、国家権力から自由な場として機能し ていた大学会議は、文部大臣会議の設立を機にその効力を急速に失っていた。新たな連 邦国家の形成において、各州の文部大臣が学校・教育行政の権限を握るようになると、 (高等教育の根幹を成す問題については文部大臣と話し合う機会を与えられたにせよ) 高等教育行政における大学長の基本的な権限は、文部大臣の顧問役に限られ、大学学長 会議の事務局設立のための資金援助も絶たれることになった。

西ドイツ大学学長会議(WRK)は、政治的な防衛を理由として設立されたが、それは高等教育の未来の新たな方向を示すものでもあった。WRKの政府の高等教育行政からの自立や、これに続く、大学講師連盟からの分離は、それまでの利害の対立や不正に特徴づけられたドイツ帝国やワイマール共和国時代の「公式」ないし「非公式」のドイツ大学学長会議(プロイセン大学学長会議)、大学教員を会員とする高等教育機関連盟大学会

議から大学学長会議を一新するものであり、1945~1949年には、変動する参加者のもとで北西部ドイツ大学会議や南部ドイツ大学会議が開かれた。イギリス占領下のゲッティンゲンにて、はやくも1945年9月に、大学学長会議として北西部ドイツ大学会議や南部ドイツ大学会議が創設された。しかし、施設の暖房、大学管理法の作成、物質面および学術面での再建、市民への高等教育の機会の提供、諸外国との関係の再構築等、山積みの課題を抱えることになり、結果的に、政府の協力を仰ぐことになった大学学長会議は、その役割を再定義する必要に迫られることになったのである。

1949年に、選ばれた代表者が自らの権利において集まることができるという意味においてWRKは大学会議として確立するが、(総統の意向やナチ党がその決定権を掌握していたナチス時代の会議とは異なり、WRKは便宜上「大学学長会議」と呼ぶ協議団体である)定款に会員は高等教育機関であり大学長はその代表者であるとする会員に関する条項が作られるのは1951年のことである。従来、大学学長会議を主催した大学の大学長が次期の会長に就任し、任期は半年間で常設の事務局は持たなかったが、選ばれた大学長が会長に就任した1951年に、会長の任期は延長されることになり、これがWRKの組織としての転換点になった。

歴代の会長は、組織の構造的な脆弱さに起因するWRKの政治力の欠如を、辛辣に指摘したがその傾向が著しかったのは、政府によるWRKへの広範な介入が行われた1949~1957年、学術審議会の影響下で存亡の危機にあった1957~1967年であった。その原因は、政治的な行動に対する躊躇、WRK内部における協力関係の欠如、会長の短期の在任期間による活動の非継続性、セネト(大学理事会)の決定に依存するWRKの性格にあり、それは、市民がWRKに対して抱く印象であった。そうした実効力がなく、決定を回避しようとする性格は総会に因っていた。

1957年までにWRKでは、委員会の形成、組織改革に関する外部の意見の積極的な取り入れ、事務局の再組織化が行われ、1967年までに、海外との対外的な関係作り、連邦政府関係機関との間でのWRKの社会的、政治的な意義の確立、財源の安定化が成し遂げられた。

1951年には学校委員会を形成し、その後5年間のうちに、政治的教育訓練委員会 (Political Education and Training Committee)、高等教育法委員会(Higher Education Law Committee)、中部ドイツ高等教育審問委員会(Central German Higher Education Questions)、国際部委員会(International Affairs Committee)、文部大臣会議(KMK) と同等の法的権限を有する試験・履修規定委員会(Examination and Study Regulations Committee)を設置した。ヘルマン・ハイムペル氏が会長に就任した1953年当初は、今日の理事会に相当する会長委員会(Presidential Committee)が会長をサポートするシステムであり、この時期にWRKの職員数は飛躍的に増加した。ドイツ学術のための寄付協会(Stifterband für die Deutsche Wissenschaft)の資金援助を得て、WRK事務局を設立したユルゲン・フィッシャー博士が初の専任職員となったそのスタートは、「ポータブルタイプライター1、茶色の革製のブリーフケース1、ファイル約50、ゴム判子6、ファイル用パンチ138、バインダー1、卓上ライトの購入は未定」の状態であった。

第二次世界大戦後のはじめの10年間における高等教育政策は、占領国の主導や援助下で、または、ドイツの市民の手によって自発的に行われ、そうした政策には一般に戦争による破壊を免れた小さな町の名前が付けられた。占領国の下で行われた事業には、マールブルク大学会議(Marburger Hochschulgespräch、1946~1949年)や、今日でも資料的価値のある高等教育改革研究委員会による1948年の『Blue Report』がある。自主的な活動としては、学術(教員)労働組合(Gewerkschaft Erziehung und Wissenschaft = GEW)のオーバラウドルフ会談(Oberaudorfer Gespräch、1950~1968年)、ヴァルブルク研究会(Weilburger Arbeitstagungen、1951年)、ホーフガイズマーやエトリンゲンにおける活動、学問と産業についての協議会(Gesprächkreis Wissenschaft-Wirtschaft)、学生団体による定期的な大会等が開催された。

こうした活動に関与しないとして批判の矢面に立たされたWRKは、1952年8月に大学 教員連合 (Federation of Higher Education Teachers)と共同で開催したヒンターツァー テンの研究会で勧告書を取り纏めた。この内容は、文部大臣会議(KMK)も参加した 1955年のバッド・ホネフでの会議に引き継がれ、後の学生の補助金に関する連邦教育促 進法 (BAföG) の骨格であるホネファーモデル (Honnefer Modell) の成立となった。

1950年代後半には、トゥッツィンクでWRK学校委員会と、KMK学校委員会によって、高等学校の修了資格と大学の入学資格を兼ねた国家資格試験であるアビトゥーアの指針が決められた。1958年に成立したトゥッツィンク高等学校卒業資格要項は、1960年に州との包括的合意の下で文部大臣会議によって施行されたが、WRKの総会では採択されなかった。WRKの理念の堅固さは政策力の欠落と裏腹であった。

1957年9月に、連邦政府と州政府によって、高等教育政策を協議する新たな場として 学術審議会(設立当初の数年間は、WRKへの勧告が主な役割)が設置された。こうした 状況のなかで、WRKは外交政策において実り豊かな成果を生んだ。1958年に、第1回独 仏大学学長会議、独英大学会議のドイツでの開催、北ヨーロッパ5カ国の共同大学学長 会議、イタリア、アメリカ合衆国がこれに続いた。1955年の西欧同盟(WEU)主催によるケンブリッジ第1回大学学長会議に続く、第2回大学学長会議(1959年、フランス、ディジョン)では、WRKの提案で、欧州大学学長会議(Conference of European Rectors)の創立と、1964年にドイツのゲッティンゲンに開設された欧州大学学長会議財団の設立が可決された。1960~1967年の7年間のうちにWRK総会では25もの国際的な決議がなされたが、こうした対外的な活動をWRKが率先して行ったのは、ドイツ国内の大学間の利害関係に関わりがなかったからであるとツァイト紙のニナ・グリューネンベルクは言う。

1956年の職員数増加に伴うWRK事務局の連邦政府があるボンへの移転は、WRKが政府の政策に参入する契機となった。1961年には、マックスプランク協会(Max-Planck-Gesellschaft)、ドイツ研究協会(Deutsche Forschunggemeinschaft = DFG)、ならびにWRK会長で、学術と教育政策の利害を非公式のレベルで調整することを目的とする通称「聖なる同盟」(Holly Alliance)が形成された。

1965年7月9日の西ドイツ大学学長会議振興財団(Foundation for the Promotion of the HRK)の設立は、WRKの継続的な財源を保証する第一歩となった。今日でも民法によって、任意団体である「WRKの活動に必要な人員と設備を供すること」が、財団の使命として規定されている。WRKの会費の徴収に関しては、大学の代理である州が支払いに対して直接責任を負うとして、1973年に州政府とWRKの間で合意された。連邦政府の補助金と高等教育機関の会費がWRKの財源基盤である。

こうした間も続行されていたWRKの改革は、1965年2月のヴュルツブルク総会でルドルフ・ジーフェルツ会長が、改革派のコペンハーゲン大学イヴェルセン学長、ロイスキンWRK前会長、シュペーア、社会学者のシェルスキーらを指名したにもかかわらず、その結果は不毛であった。改革に失望した多くの者はその後長年にわたって他の機関に携わることとなり、ロイスキンは学術審議会委員長、シュペーアはドイツ研究協会会長を務め、シェルスキーはビーレフェルト大学の創立に貢献した。

高等教育の危機に直面した大学長のグループが自発的に改革の方法を探り始めた1967年がWRKの転機となった。グループの参加者は、ワルサー・キリー、ヘルムート・バイチュ、ヴェルナー・マイホーファー、ハンス・ルンプ、そして特筆すべきは(『ヨーロッパ大学史』全4巻の編者であるスイスの大学史家)バルター・リュク会長もその一員に名を連ねていたことである。その結果、1968年1月6日に38人の大学長によってゴーデスベルク宣言が調印され、その翌月にWRK総会で宣言が承認された。ゴーデスベルク宣言の否決となれば、大学長の集団的な辞任を引き起こしかねないという危惧が、最終的

に総会をセネト(大学理事会)の決議への依存から自立させることになり、こうして高等教育政策は前進した。実行力のない委員会は総会の準備を行うワーキンググループに改変されて頻繁に総会が開かれるようになったことで、多数決による議決が可能となり、WRKの政治的な活動への道が開かれた。高等教育機関の自治の強化と、大学の自主的な改革を支持する、連邦政府による大学改革のための勧告書である1970年の『Alternative Theses』で、WRK改革は終息した。

1969年のドイツ連邦共和国基本法改正は、高等教育政策に対する連邦政府の権限を強化すると同時に、WRKの活動範囲を拡大し、高等教育機関の意見を連邦レベルで集約して表明する唯一の機関であるWRKは、大学と連邦政府を仲介することになる。高等教育制度の普及によって飛躍的に増えた会員数は一時36校で停滞したが、1970~71年に後にその大半が総合大学に統合した教育大学、さらに1974年には芸術大学が新たに加盟して会員数はそれまでの4倍になった。こうした基盤の上で、理念的、政治的な問題に活動を集約させることができるようになったWRKは、1972~1982年にかけて連邦や州の高等教育法案の成立や実効力のない法案の改正に尽力したが、こうした試みは必ずしも成功しなかった。1982~1989年の最大の懸念は、現在も変わることのない高等教育機関の資金不足であった。「大学への過度の負担、若い研究者の育成、高等教育研究の有効性、大学の設備、蔵書」等の問題を抱えた大学の現状は、「大学に資金を」「大学の財政危機」といったステレオタイプの文句で、市民に知らされた。

1990年東西ドイツ統一を契機に、(ドイツ連邦共和国のシステムに統一された)旧東ドイツの高等教育機関がWRKに加盟して、1990年11月5日に、西ドイツ大学学長会議(Westdeutsche Rektoren Konferenz)からドイツ大学学長会議(Hochschul Rektoren Konferenz)に組織名称が変更された。

3. Association of Universities in the Netherlands (VSNU) [オランダ]

3.1. 組織の使命

社会における大学教育、研究の地位の向上を目的として、行政機関、政府、地域社会に対して、公的資金援助を受ける14の研究大学の利害関心を表明する。個人や大学に代わって大学の被雇用者の労働条件を協議し、集団的な労働協定(Collective Employment Agreement = CAO)を結ぶ。

3.2. メンバー (会員)

[メンバー大学内訳]

14大学:

ライデン大学、ユトレヒト大学、グロニンゲン大学、エラスムス大学ロッテルダム、マースリヒト大学、アムステルダム大学、フリイエ大学、ナイメーヘン大学、ティブルグ大学、デルフト工科大学、アイントホーヘン工科大学、トエンティ大学、ワーヘニンゲン農業大学(リサーチセンター)、通信制大学

3.3. 運営システム

総協議会 (General Council):

(構 成) 全14大学の理事会の代表者(通常は大学長)

(業 務)・最高意思決定機関

・協会の政策方針、予算、メンバーの会費の決定

(開催頻度) 年8回

理事会 (Presidium/ Executive Board):

(構 成) 会長、3大学の代表執行役員(Executive)

(業務)協会の管理運営

(任期) 2年

(開催頻度) 年12回

・会長 (President):総協議会の委員長がVSNU会長である。

運営委員会(Steering Committees):

(委員会内訳) ・研究委員会

·教育委員会

・ノリッジトランスファー (知識転移) 委員会

(構成) 各委員会は大学理事会のメンバー8~10人で構成する。

(業務) 総協議会 (General Council) に勧告する。

(開催頻度) 年約6回

VSNU事務局

- ·事務局長 (Secretary General)
- ・スタッフ (Staff) 36人

部局(Department): VSNUが雇用するスタッフは部局に配属される。

- ·広報局
- · 戦略的政策局
- · 労使関係局
- ・施設局

3.4. 関連団体

大学長会議(The Conference of Rectors):

VSNUの正式な組織ではない各大学の大学長で形成する諮問機関。

学科委員会(Subject Committee):

理化学系の学科に関する政府の諮問機関。

3.5. 国際パートナーシップ

■ ヨーロッパ大学協会 (EUA):

欧州の高等教育界の利害関心を代表する、欧州で最も影響力のある高等教育団体の1つ。

■国際大学協会(IAU):

ユネスコの統括下にある世界150カ国以上の高等教育機関の国際協力センター。

4. Conference of University Presidents (CPU) 【フランス】

4.1. 組織の使命

政府に一極化する権力を分配するため、大学長に権限を委譲してその責任能力を強 化する。

4.2. メンバー (会員)

フランス国内の全大学(大学以外の高等教育機関も含む)とその他の大学

種類
総合大学
グランゼコール
高等技術学校(エコール・ポリテクニク)
その他の高等教育機関
ニューカレドニア大学、フランス領ポリネシア大学(1999年より)

4.3. 活動目的・内容

(*以下の②、③、④は12ページの「活動目的・内容」を補足する詳細情報であり、番号は12ページに対応する。)

- ②・1980年代後半からフランス国内外で授与された資格の統一的な認定に着手する。
 - ・1994年に、第一副会長(The First Vice-President)が総代行人(General Delegate)の役職を設置する。総代行人は、ワーキンググループ(Working group)の援助の下で学長会議の意思決定に関与する。
 - ・1997年に研究と高等教育の強化を目的とするブリュッセル事務局を開設する。
- ③大学高等教育機関相互支援機構(Agency for Mutualization = AMUE)は、大学経営の近代化を目的として、大臣の統括下において大学経営の資料(学術、財務、学務等)とスキルの共有を推進する。大学の経営(財政、人的問題、教育)のシステム化を進める。

④高等教育関連団体との協議を活発化するために、CPUとAMUEが協同して、フランス大 学センター(Center for French Universities)を創設する。

4.4. 運営システム

常設チーム (The Permanent Team):

成) 総代行人(General Delegate)、全大学長、管理担当官、教授、研究者 (構 など多様なグループのメンバーで構成する。

総代行人 (General Delegate):

- ・理事会と共に大学長会議の中核的な活動を担う。
 ・大学長、コミュニティーグループの総括者をサポートし、CPUの
- ・パリとブリュッセルの2カ所にチームを置く。パリチームはAMUEの拠点である フランス大学センター内(Center for French Universities)に、ブリュッセルチー ムは研究機関協会(Association of Research Organizations)に事務局を構える。

理事会 (Board):

成)第一副会長(the First Vice-President)、副会長(Vice-President) 2人 (構

(業 務) 第一副会長はCPUの運営に責任を負う。広報、メディア関連を管理する。

(選出方法) メンバーによる選挙、2年に1度

*近年、フランス大学長会議の第一副会長の権限は拡大傾向にある。

常設委員会(Permanent Committee):

(業 務) 総会で採決する議題の選定、総会の準備

(選出方法) フランスの全大学長の出席の下で開催される全体総会 (Plenary Assembly) で選出する。

(開催頻度) 毎月第1木曜日

全体総会(Plenary Assembly):

(*全メンバー出席で開催)

- (業務)・常設委員会等の委員会で審議した内容を最終的に全メンバーによる 投票で採決する。
 - ・2年おきに委員会メンバーを選出する。(会長選挙と同時期に開催)

(開催頻度) 毎月第3木曜日(その他の委員会は随時開催)

委員会 (Committee):

- (業務)・全体総会で審議する議題を準備するために6つの委員会を設置する。 (必要に応じて副委員会を設置)
 - ・大学長は任命の際に、6つの委員会のどれかに所属する義務がある。
 - ・欧州委員会を新設する。(欧州問題を担当する欧州委員会は年4回 開催)
- ①教育委員会:学位卒業資格、教育機関の多様性と教育課程(コース)の共通化による選択肢の多様化、成人教育、経験の重要性(Value of Experience)、情報技術の教育への影響等を扱う。委員会メンバーは、他の委員会と定期的に連絡を取り合う。
- ②研究委員会:研究、博士課程、教育改革関連、研究の価値(Value)、知識転移 (Transfer)に関係する全ての問題を扱う。ブリュッセル事務局と協働して、欧州 連合の研究プログラムの方針に沿って活動する。
- ③財務・人事委員会(IATOS): 大学経営、人材の配属およびマネージメント、大学の 財産管理を行う。CPUとAMUEの連携・調整役である。
- ④学生委員会:身体的な障害を有する学生、健康、社会奉仕活動等、学生の生活全般 を対象とする。教育委員会、および、教育問題に携わる閣僚と連携して活動する。
- ⑤国際委員会:大学間の交流、海外で授与された卒業資格の認定、フランス国内および海外の事情に配慮した大学評価を行う。毎年特定のテーマに関して会議を開き、協議内容を資料として発行する。
- ⑥法律・規制委員会:大臣のCPUに対する指導文書を分析する。高等教育機関における保険、雇用や職員に関連する問題を調査研究する。規制委員会は著作権保護を扱う。

4.5. パートナーシップ

CPUはフランス国内外の協会、専門組織、大学会議、高等教育機関、研究機関と連携・協力する。外務省および国民教育省の管轄の下、外国人留学生のフランスにおける学習の橋渡しを目的とするフランス政府留学局(EduFrance)の創立に貢献する。

5.Conference of Italian University Rectors (CRUI) 【イタリア】

5.1. 組織の使命

2001年にイタリア大学長会議財団 (CRUI Foundation) と連携したイタリア大学長会議 (CRUI) は、成果を継続的に評価して、研究、計画、事業、事業実施の方法の選択を確実に行い、大学システムの目的の追求に積極的に関わる。

CRUIは、以下の使命に基づいて活動する:

①全ての大学の意見に耳を傾ける。

大学、大学システムに関係する様々な立場の人びとの要求を理解する。

- ・学生と家族
- ・企業
- 国家
- ・大学のシステム
- ・地域社会の現実
- 国際的なパートナー
- ②意見の表明と評価を通して、政策決定に指導的な役割を果たす。

イタリアの高等教育システムにおいて最も権威ある団体として、大学の要望や意 見を政府に伝える。研究、高等教育システムの緻密な分析、意見の表明、評価、大 学システムに関する助言等をする。

③大学システム全体との関係性の中で個別の事業を行う。

実務的な問題から大学の自治の保証までを扱う。大学問題への法的な手段の公平 な適用と、大学間の有益な競争を促す。

- ・法律、国の政策、規制の間で調整がとれて、さらに有効で透明性のある大学 というモデルを政府に提示する。社会の需要に合った大学教育改革を行う。 大学学務専門職という職業の法的な資格を確立する。
- ・欧州連合の統一的な教育モデルである大学の自律性を達成するために、モニタリングと継続的な改善を行って、新たな教育システムを構築する。
- ・欧州や国際的な高等教育システムに開かれた、イタリアの大学における研究 の競争戦略を推進するために、卓越した研究分野を育てる。「質(quality)」、 「補完性 (complementary capacity)」という概念を共有する連携体制を築

くためにイニシアチブを取る。

④創造的戦略と大学へのサービス業務を行う。

国家の成長と政府が示す大学のビジョンは密接な関係にあるため、大学を真に戦略的な発展の原動力とするために大学と国の連携を強める。

- ・多様なモデルや運営方法を適用する。
- ・大学管理と運営を簡易化するサービスを行う。
- ・イタリア国内外の高等教育に関する情報の分析と収集を行い、大学システム を分析する。
- ・大学システムの現況を継続的に把握して大学が必要とする問題のアウトラインを示す。
- ⑤イタリア国内および、欧州の大学間の連携を推進する。

大学を統括・調整する団体として、イタリア国内の全大学に様々な手段で有益な 情報を提供する。

- ・個々の大学の特色と自律性を尊重して大学を指導する。
- ・政府の要請に対応する。
- ・世界の産業界と連携する。
- ・大学のグループによる大学の監督や、情報提供、企画、支援等のサービスを 通して、諸外国の団体と交流する。
- ⑥大学システムの多様なステークホルダー(利害共有者)と共に活動する。

政治団体、ステークホルダー (利害共有者)、企業、イタリア国内外の団体とのネットワークの構築と拡大を図って、対話による価値の共有を目指すために、個々の団体と以下のことを推進する。

- ・政 治 団 体:政策が大学制度に与える影響への理解を政策決定者に求める。
- ・大学関係者:共通する問題の解決のために対話する。
- ・企 業:産学連携して市場の需要を考慮した戦略的発展を目指す。
- ・国際機関: 高等教育における欧州圏 (European Higher Education Area = EHEA) を構築する。

5.2. 運営システム

総会 (General Assembly):

(構 成) CRUI全メンバー:大学とその大学長

(決議方法) 多数決

(開催頻度) 毎月1回

会長委員会 (Committee of the Presidency):

(構成) 会長、副会長2人、事務局長、総会で理事に選出された大学長7人

(業務)調査研究に携わり、その責任を負う。

(任 期) 2年、再選は連続2期まで

会長 (President):

CRUIの法的な代表者

(業務)・総会を招集する。

・総会および会長委員会で議長を務める。

・議題の決定とその準備に指示を出す。

・決議の実施を監督する。

・研究、企画に携わる。特別委員会を設置する。

(選出方法) 2年おきに総会で選出

(任期) 2年、連続再選は2期まで

副会長 (Vice-Presidents):

(選出方法) 会長委員会構成メンバーから選出する。大学長の在職期間の最長者が 優先的に会長の代理である副会長を務める。副会長は会長が不在の場 合、もしくは、業務が遂行できない場合にその代理となる。

事務局長 (General Secretary):

(業務) ・事務局の方針を専務理事(Executive Director)に説明する。

・CRUIの財産管理を行い、予算、収支決済報告書を作成する。 (年間予算および収支決済報告書は、会長委員会が作成する報告書 と併わせて、総会で承認を受ける。)

(選出方法) 会長委員会構成メンバーから会長が指名する。

専務理事(Executive Director):

(業務) スタッフの管理、人材管理、諸団体との折衝

(選出方法) 会長による指名

執行機関(Executive Organs): ローマ本部/ブリュッセル本部

(人 数) 約20人

(業務) 総会や委員会での決定を実施する。

事務局は、(1) 運営、(2) ブリュッセル事務局、(3) 研究センター、

(4) コミュニケーション、(5) 国際関係、(6) 企画、の担当に分かれて活動する。

ローマ本部:

(業務)・大学間で意見を交換してCRUIの理念を表明する。

- ・イタリア国内の大学システムに関する協議を行う。
- ・企画、運営を行う。

ブリュッセル本部:

- (業務)・欧州における高等教育と欧州研究の育成という観点に立ってCRUI の方針や事業計画を立案する。
 - ・情報の収集、分析、情報提供のためのセンターとして活動する。
 - ・主要な高等教育団体のネットワークを構築するマネージメント開発 センターとして活動する。

5.3. イタリア大学長会議財団 (CRUI Foundation)

CRUIの政策を有効に機能させるための研究所として活動する。

- (目 的) ・イタリアの大学の競争力を欧州・国際レベルに高めるための研究、事業を行う。
 - ・質の高いサービスと成果を提供する。
 - ・高等教育改革のための論理的なシステムを構築する。

5.4. 関係組織等

■大学マネージメント・新しい教育モデル推進学校 (The School for University Management and the Promotion of New Educational Models):

複雑化する学術界において、様々なセクター間の交流を推進するために、専門知識と 専門技能を持った人材の育成を行う。

■研究センター(The Study Centre):

イタリアの大学システムと欧州文化モデルの調査・分析のために、大学、市民団体等の様々な情報源から大学教育に関する最新の情報を収集して、個々の大学および欧州の 大学界全体に役立つ資料を提供する。また、定期的に大学のモニタリングを行う。

■ブリュッセル事務局:

欧州高等教育・研究領域(European Higher Education and Research Area)を構築するために、イタリア国内の大学に、欧州の大学の動向に即した情報やプログラムを提供する。イタリア国内の大学の活動および大学システムを監督する役割を担う。

- ■コミュニケーションシステム: (The Communications System)
 大学の利害共有者の間での情報の流通と、近密な連携体制の構築を目指す。
- ■イタリア大学長会議財団(CRUI Foundation)

6. The Association of Swedish Higher Education (SUHF) 【スウェーデン】

6.1. 組織の使命

大学の対外的な利害関心を守り (safeguarding)、大学間の連携・協力を強化する。

6.2. 設立

高等教育機関の連携・協力を目的とする大学およびユニバーシティーカレッジの大学 長の任意団体として、2つの大学長会議を統合してスウェーデン高等教育協会(SUHF) を設立する。

6.3. 組織の性格

協会は法律で規定されていないため公的な権利義務は負わないが、大学セクターを代表する機関として認知されている。

6.4. メンバー (会員)

高等教育法令の下で学位授与できる大学およびユニバーシティーカレッジ

種類	メンバー数
総合大学	15
ユニバーシティーカレッジ	20
芸術大学	7
(総 計)	42

(2007年7月現在)

6.5. 活動目的・内容(活動内容の詳細)

- ●ファンディング、学部レベルの教育
- ●ファンディングに重点をおく政策研究
- ●産学連携
- ●大学の自治、高等教育機関の法的な位置付け
- ●大学界のリーダーの雇用におけるジェンダーの問題

- ●高等教育セクターの評価の長期的発展
- ●スカンディナヴィアにおける大学の連携・協力
- ●欧州との連携・協力、ボローニャプロセス、エラスムスプロセスの形成
- ●学校教育制度を十全に享受できなかった人たちの高等教育へのアクセス
- ●協議内容の全メンバーへの配布
- ホームページによる協会の全活動の報告(ニュースレターを年間8回発行)

6.6. 運営システム

●政府関係者(公的機関)は協会のオブザーバー、ないし、メンバーにはなれないが、 高等教育セクターの国の執行部門であるスウェーデン国立高等教育庁(National Agency for Higher Education = HSV)、スウェーデン研究協議会(The Swedish Research Council)、その他のファンディング団体等の公的事業機関と連携して活動する。

総会 (General Assembly):

- (構 成) 全メンバー:各大学から最大2人(大学長、大学の理事(Administrator)) (大学長の任期は6年、再選の場合は3年延長)
- (業務)・主要な事項の意思決定機関
 - ・不定期に政府の要人を (大臣または国務大臣) 総会に招く。
 - ・会員資格を決める。

(決議方法) 通常はメンバーの合意で決める。例外的に多数決投票を用いる。

(開催頻度) 年2回

役員会 (Board):

(構成) 大学長7人、会長(University Director)

(業務) 総会で採択する定款の内容を作成する。

(任期) 不定期

(開催頻度) 年7回

理事会 (Predsidium):

(構成)会長(Chairman)、副会長、事務局長(Secretary General)

(業務)・大臣と非公式で定期的に協議する。

・役員会(Board)の協議内容は理事会(Presidium)と事務局で準備する。

(開催頻度) 毎週、テレコミュニケーションによる会議

事務局 (Office):

(構 成) 事務局長 (Secretary General)、スタッフ (Staff)

(業務) 当年度事業の実施

ワーキンググループ (Working Group):

常任委員会/臨時委員会

(業務) 高等教育セクターに関わる多様な問題に従事する。

[決議方法]

- ●メンバーに関連する事柄は通常、メンバーへの勧告 (recommendation) または、 非公式の投票を用いたメンバー間の合意によって決められる。
- 例外的に、定款で規定された投票方式に従い総会で多数決投票を行う。決議における各大学の持ち票は、大学の規模に応じて異なる。

6.7. 財源基盤

2007年の予算は約525.000ユーロ。予算の大半は事務局の運営費として用いられる。

6.8. 関係国際組織

- ヨーロッパ大学協会 (European University Association = EUA)
- ■スカンディナヴィア大学協会 (Nordic University Association = NUS)

7. Finnish Council of University Rectors (FCUR) [フィンランド]

7.1. 組織の使命

大学長が集まって将来の大学の課題について話し合い、公共の議論を活性化する。フィンランド大学長協議会(FCUR)は意見表明とポジションペーパーを通して議論に参加する。

7.2. 運営システム

- ●大学長は年に7~9回集合する。大学長が出席できない場合、副学長がその代行を務める。
- ●FCURの代表に選ばれた大学長は、委員長(Chairman)を2年間務める。

委員長(The Chairman)

執行委員会(The Executive Committee):

(業務)・企画、活動内容の考案と執行

· 意思決定機関

事務局 (The Secretariat):

(業務) 実務レベルでの活動の準備、計画

8. Korean Council for University Education (KCEU) 【韓国】

8.1. 組織の使命

- ●全ての大学に共通する問題解決を目的として、政府と大学の間に介在して、大学と政府の連携・調整を行う。
- 高等教育の自律的な運営と管理責任能力を推進し、大学の連携を通して高等教育の公正な発展を促す。
 - ・大学間のコミュニケーションネットワークを活性化し、カウンシルの自律性を強化 する。
 - ・教育政策を情報面でサポートし、大学教育の競争力を高める。
 - ・政府と大学の間に介在する組織として、国民の大学教育に対する信頼を高める。

8.2. 活動目的・内容

[活動の目的]

- ●韓国国内の4年制大学の連携の強化と、大学による自律的な協議を通して、大学教育の発展を促進する。
- ◆大学の自律性と国民に対する説明責任を強化する政策を政府に提議して、大学教育の健全な発展を推進する。

(活動内容の詳細)

大学の質の評価:

- (目 的)・大学の質を体系的に評価する。
 - ・教育環境を向上させて大学に対する国民の信頼を高める。

大学独自の大学入学制度の支援:

- (目 的) ・大学入学制度の客観性を高めて国民の信頼を得る。
 - ・大学入学制度に関する厳密で詳細な情報を提供する。
 - ・高校教諭、学生、両親の利便を考慮した制度を推進する。

大学教育政策の研究と情報力の強化:

(目 的) ・大学と政府の間に介在する中間団体として、有用な政策の成立とそ

の実施を助ける。

・大学教育政策を考案するために必要な情報を強化する。

大学教育政策に関するセミナーやフォーラムの準備:

- (目 的) ・研究活動と議論を通して、大学教育の目下の問題の解決策を探る。
 - ・韓国国内および海外の大学との連携・協力、情報交換を推進する。
 - ・大学教育の発展につながる政策を提案する。

教員と大学事務職員のための職業教育プログラムの開発:

- (目 的) ・高等教育の質を高める多様なトレーニングプログラムを開催する。
 - ・高等教育の変化に対応できるように教員と大学事務職員の専門性を 高めて、教育の競争力を推進する。

学部のプログラムの支援:

(目 的)・韓国国内の大学学部交流プログラムを運営する。

(実施方法) 規模: 年間35人程度

期間: 6~12ヶ月

分野: 自然科学、社会科学、人文学 資金: 学部ごとに800~1000万ウォン

- ・産学連携の推進
- ・私立大学の教員の任命と解雇に関する統計を作成して報告する。
- ・専任教授、および、非常勤教員の雇用に関するホームページを作る。
- ・政府が表彰する退官教員を推薦する。

大学教育における国際交流:

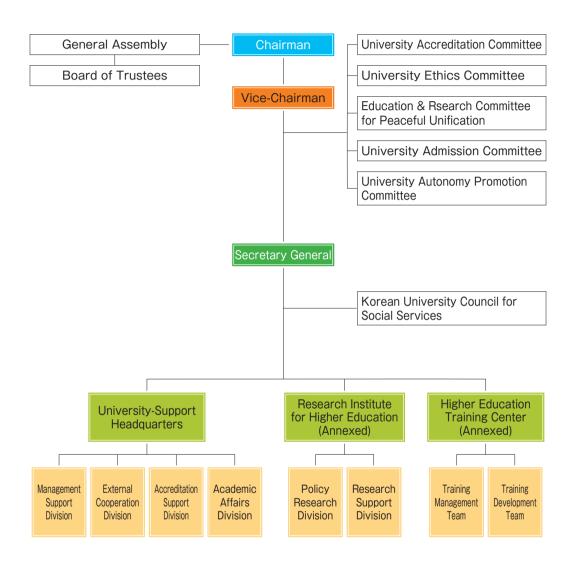
- (目 的)・全世界的な高等教育の潮流を知り、大学教育に関する情報を交換する。
 - ・高等教育における国際的な連携と共同プロジェクトを推進する。
 - ・韓国の大学の国際化を促すためのサービスを提供する。

学生のボランティア活動の支援:

(目 的) ・大学の社会福祉活動を推進する韓国大学社会福祉事業協議会 (Korean University Council for Social Services = KUCSS) の運営をサポートする。

8.3. 運営システム

◆KCEUの組織構造図



(●KCEUのホームページより転用)

総会 (General Assembly):

4年制大学の種類	大学数
総合大学	175
工業大学	14
教育大学	11
通信制大学	1
(総 計)	201

(2007年4月現在)

理事会 (Board of Trustees):

議 長 (Chairman)	1人
副議長(Vice-Chairmans)	3人
理 事 (Trustees)	20人
監査役(Auditors)	2 人
(総 計)	26人

(2007年4月現在)

事務局長室(Office of Secretary General):

役 職	職員数
事務局長(Secretary General)	1人
專 務 (Director-in-Chief)	1人
研究所長(Director of Research Institute)	1人
トレーニングセンター長(Director of Training Centre)	1人
部 長 (Department Managers)	7人
スタッフ:研究者	19人
: 管理担当官	20人
(総 計)	50人

委員会(Committees):

[委員会の詳細]

- ①アクレディテーション委員会 (University Accreditation Committee):
 - (業務)・大学のアクレディテーションの基本方針とプロジェクトを決める。
 - ・アクレディテーションの方法を統一する。
 - ・アクレディテーションの結果を利用して、大学運営を考える。
- ②大学倫理委員会(University Ethics Committee):
 - (業務)・大学入試を公正に調査する。
 - ・合理的な人材マネージメント、講師の公募に関する調査を行う。
 - ・大学における懲戒処置の基準を検討する。
- ③平和統一教育研究委員会(Education Research Committee for Peaceful Unification):

*近年は活動していない。

- (業務)・大学の統一教育に関する研究と協議を行う。
 - ・大学教職員の統一意識および参加方案に関する調査および研究を 行う。
 - ・統一教育関連会員大学と関係機関に提案し、勧告する。
- ④大学入学制度委員会(University Adimission Committee):
 - (業務)・大学入試計画を運営する。
 - ・統一的な大学入学申請フォームを作成する。
 - ・大学入試情報センターを運営する。
- ⑤大学自治推進委員会(University Autonomy Promotion Committee)
- ⑥韓国大学社会福祉事業協議会(Korean University Council for Social Services = KUCSS)

9. Universities Australia 【オーストラリア】

9.1. メンバー (会員)

38大学:

大学の首席執行官(Chief Executive Officer)と大学長(Vice-Chancellor)が各高等 教育機関を代表する。

9.2. 活動目的・内容

政策提言・政府関係事項:

- ・全ての大学問題の協議体および諮問機関として、大学セクターの利害関心に関する 意見書を提出し、協会の意見を表明する。政府の資金援助や高等教育関連法案、大 学セクターに関係する個人や団体から、ユニバーシティーズ・オーストラリアにとっ ての最善の結果を引き出すために、政治家、オピニオンリーダー、地域のリーダー に対して影響力を持つ。
- ・オーストラリア国内外の67高等教育団体には、ユニバーシティーズ・オーストラリアの代表者、または、ユニバーシティーズ・オーストラリアの推薦者がいる。 「団体内訳

首相管轄科学技術革新審議会 (The Prime Minister's Science, Engineering and Innovation Council)、オーストラリア連邦大学協議会協会 (Association of Commonwealth Universities Council)、オーストラリア教育資格システム諮問委員会 (Australian Qualifications Framework Advisory Board)、研究の質システム推進諮問グループ (Research Quality Framework Development Advisory Group)、オーストラリア医療協議会 (Australian Medical Council)、国の文化遺産諮問委員会 (National Cultural Heritage Advisory Committee)

国際連携:

- ・オーストリア、チリ、中国、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、アイルランド、日本、マレーシア、スウェーデン、タイと公式の協定を結ぶ。
- ・ヨーロッパ大学協会(EUA)、ニュージーランド、イギリス、カナダ、ブラジル、 南アフリカ、台湾の大学協会等と、非公式の連携・協力関係にある。ユニバーシ ティーズ・オーストラリアは、全米教育協議会(ACE)の海外会員である。

・高等教育分野における政府もしくは民間の代表者から成る任意団体であり、アジア 太平洋地域の大学間交流、学生交流、短期留学の推進を目的とするアジア太平洋大 学交流機構(UMAP)は、ユニバーシティーズ・オーストラリアの前身のオースト ラリア学長会議(AVCC)の提唱で1991年に創設される。現在、UMAPメンバーを 統括し調整する機関であるユニバーシティーズ・オーストラリアは、UMAP単位互 換システム(UMAP Credit Transfer Scheme)の発展に貢献している。

メンバーへの情報提供・サービス:

- ・教育政策、個別の教育問題、研究、リサーチトレーニング、国際関係問題、大学経 営などに関する大学上級職員のための会議を定期的に開催する。
- ・教員、大学運営職員のためのスタッフ養成プログラムを開く。
- ・女性のためのリーダーシッププログラム(Women in Leadership)を毎年開催する。
- ・助成金によって、大学運営の支援、ソフトウェアの購入、著作権の交渉、旅行の手配などを行う。

9.3. 運営システム

・メンバー大学の利害関心を協議するために年に4回集まる。

大学長(Vice-Chancellors)

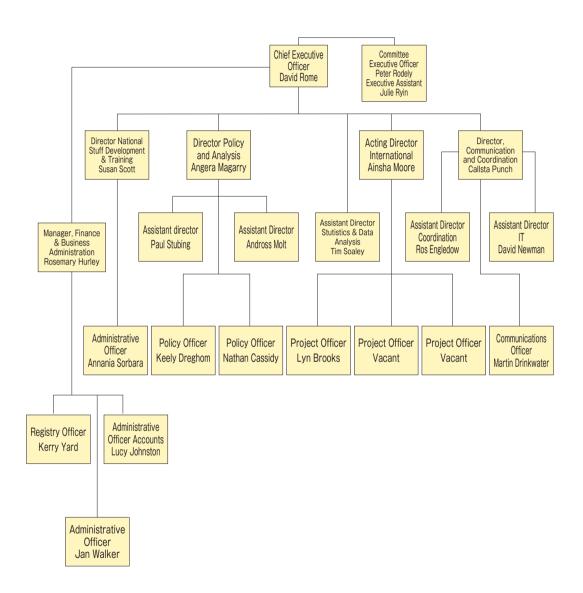
理事会 (Board of Directors)

「リード・バイスキャンセラーズ」(Lead Vice-Chancellors):

メディアを通して、ユニバーシティーズ・オーストラリアの見解を広く表明することを役割とする。それぞれの政策分野を担当する大学長(Vice-Chancellor)は執行部と同様に、政策に関する協会の公式な意見を表明する。

- · 大学問題
- · 国際問題
- ・セクター間問題
- ・学生問題

事務局(Secretariat)



9.4. 関係機関

- ■高等教育サービス(Higher Education Services = HES): ユニバーシティーズ・オーストラリアの子会社である高等教育サービス(HES)は、 大学セクターの事業や経営に関する交渉や契約管理を行う。
- ■オーストラリア学術研究ネットワーク (Australian Academic and Research Network = AARNet):

オーストラリアの全大学、豪州連邦科学産業研究機構(CSIRO)、オーストラリア国内外の研究機関の通信ネットワークによる連携を目的とするAARNetは、AVCCによって1990年に設立され、1999年に独立機関として法人化する。

■オーストラリア大学経営者協会 (Australian Higher Education Industrial Association = AHEIA):

現在31大学を代表する大学経営者協会であるAHEIAは、高等教育全般の雇用問題に関する政府や職員の訴えなどに対して、大学の利益を守るために、労働組合等と統一交渉等を行う。

■実験・研究に使用される動物のケアのためのオーストラリア・ニュージーランド協議会
(Australian and New Zealand Council for the Care of Animals in Research and Teaching = ANZCCART):

動物実験を行う研究や教育、動物実験を行う研究に出資する研究機関、政府機関の 18団体で形成するANZCCARTは、AVCC、豪州連邦科学産業研究機構(CSIRO)、 オーストラリア国立保健医療研究委員会によって、1987年に設立される。

- ■オーストラリア卒業生就職支援(Graduate Careers Australia = GCA): オーストラリアを代表する新卒大学生の就職支援のための機関。理事会は、産業界、 政府、ユニバーシティーズ・オーストラリア、卒業生雇用協会(AAGE)、卒業生キャ リアサービス全豪州協会(NAGCAS Inc.)の代表で構成される。
- ■IDPエデュケーションオーストラリア (IDP Education Australia):
 世界50カ国に90カ所以上のオフィスを持つ38のオーストラリアの大学で所有する高等教育輸出振興機関であり、世界各国の学生を対象にオーストラリアの学校に関する

等教育輸出振興機関であり、世界各国の学生を対象にオーストラリアの学校に関する情報提供、学校選択、入学相談、入学申請手続きのサービスをする国際教育と留学生のサービス向上のための民間非営利の国際機関である。

9.5. 国の質保証機関

ユニバーシティーズ・オーストラリアは以下の団体に代表者を置く。

■ オーストラリア教育資格システム諮問委員会 (Australian Qualifications Framework Advisory Board = AQFAB):

中等教育機関、職業訓練教育機関、高等教育機関(主に大学)における13の統一した国家資格制度に関して、連邦教育省オーストラリア教育資格システム諮問委員会(Commonwealth and State Ministers for education on the Australian Qualifications Framework)に勧告する。

■オーストラリア大学管理委員会(Australian Universities Quality Agency = AUQA): 政府や高等教育セクターから独立したオーストラリア国内の大学の質を管理する独立行政機関として、高等教育の質の監督とレポートの作成、および、自己評価を実施する高等教育機関と州政府および準州政府のアクレディテーション機関を5年おきに監査する。AUQAは政府、州政府、準州の高等教育省から運営資金援助を得て、所有される機関である。

10. New Zealand Vice-Chancellors' Committee (NZVCC) [ニュージーランド]

10.1. 組織の使命

ニュージーランド国内の全8大学の利害関心を表明する。

10.2 設立

1961年以前は全て公立で連邦のシステムであったニュージーランドの大学は、1961年 大学法の下で高度に自立的な独立機関になり、これに伴い、ニュージーランド大学長会 議(NZVCC)を設立する。

10.3. 組織の性格

大学と政府の間に介在する組織として教育省と契約を結び公的基金を大学に配分する 大学研究基金委員会(*University Grants Committee* = *UGC*)の廃止によって、NZVCC は1990年の高等教育修正法の下でUGCのいくつかの機能を引き継ぐ。

10.4. 活動目的・内容

(*以下の①、②、③、④は18ページの「活動目的・内容」を補足する詳細情報であり、番号は18ページに対応する。)

①政策提言:

ニュージーランドの大学制度の利害関心を、フォーラム、共同諮問グループ、電子 媒体、刊行物を通して、政府や市民に表明する。法制定に関する意見書の特別委員会 への提出、高等教育政策に関する提案、ポジションペーパー、協議報告書を提出し、 また最新の問題やその経過についてはメディアや電子媒体による会報、長期的政策に ついては年4回発行するニュースレターや年間報告書で公表する。報道メディアの代 表者と定期的に連絡を取る。卒業生の進路を分析した大学卒業生進路報告書も年に1 度発行する。

[活動内容詳細]

広 報:

- ・省庁や政府当局者と定期的に協議を行い、野党やメディアの代表者に対して NZVCCの立場を説明する。
- ・ファンディング、および、大学の自律が、NZVCCの主な任務である。(研究とファンディングの連携、大学職員関連問題の監督、大学図書館とITの連携、卒業生の進路調査、大学の代表の外部団体への推薦等)
- ・学務政策(academic policy)は、大学学務プログラム委員会(*Committee on University Academic Programmes* = *CAUP*)および、1989年の教育法の下で設立されたニュージーランド学位庁(*New Zealand Qualification Authority* = *NZQA*)による共同諮問グループ等で協議する。

提案:

議会特別委員会(Parliamentary Select Committee)や政府に、大学に影響を及ぼす法案について定期的に勧告する。

ディスカッションペーパーの作成

メディアリリース:

大学戦略にとって重要な情報を主要な新聞、放送メディア、電子メディアで公表 する。電子媒体による会報、出版物を刊行する。

②学生への情報提供:

- ・授業料等の事務的な情報を学生に提供する。(NZVCCの主な業務)
- ・学部、大学院レベルの奨学金、フェローシップを運営する。
- ・移民や外国人留学生のためにニュージーランドの大学システムに関する情報を発信 する。
- ・卒業生の就職委員会(Standing Committee on Graduate Employment)は取得学位 や専攻に応じた就職情報を学生に提供する。

③大学職員関連事項:

- ・ヒューマンリソース委員会(Human Resources Committee)は大学職員関連事項を 管理する。
- ・1993 年 に ニュージーランド大学 退職 年金制度 (New Zealand Universities Superannuation Scheme) を設立し、全8大学のうちの7大学とニュージーランド

大学退職年当制度の信託証書(trust deed)を交わす。また、ニュージーランド大学退職年金制度の受託者のために会議を運営する。

④大学のプログラムの質保証:

大学のプログラムはNZVCCによる承認を受ける義務がある。

「高等教育の質」とは複数の次元からなる、教育、履修教科、研究、奨学金、職員、学生、施設、設備、サービス、コミュニティー、環境など、あらゆる役割と活動を包括する概念である。また、こうした概念には、国という単位の固有の文化の価値を考慮したうえで、知の交換、双方向的なネットワーク、教師や学生の流動性、国際的な研究プロジェクトという国際的な次元も含まれなくてはならない。

(ユネスコ、高等教育世界官言第11条より)

[プログラムの質保証団体]

大学学務プログラム委員会 (Committee on University Academic Programmes = CAUP):

大学間での単位互換システムの構築、アクレディテーション、公式第一次試験(moderation;英国におけるBachelor of Arts の取得のための公式第一次試験)の準備を行う。大学は新設した学位や、学位の内容を大幅に変更する場合には、CAUPに届け出てピアグループによる審査を受ける。委員会は、新設された学位を取得した卒業生の進路を調査する。

<u>ニュージーランド大学学術監査ユニット(New Zealand Universities Academic Audit Unit = AAU)</u>:

研究と教育の高度な水準を達成するために、大学と共同で大学監査(および大学の自己評価)を行う。大学評価の管理、大学評価に関するレポートを作成し、大学の質の向上につながる独自のプログラムを推進する。AAUはNZVCCによって設立された独立組織である。

10.5. 運営システム

- ●大学長(Vice-Chancellor)と事務局スタッフで運営する。
- ●NZVCC委員長 (Chairman):

私企業の最高取締役(Chief Executive)に相当。大学長(Vice-Chancellor)による2年ごとの持ち回りで、NZVCCを年に6回招集する。

事務局スタッフ (Staff)

[事務局スタッフ内訳:]

専務理事(Executive Director)、事務局長(Executive Assistant)、上級研究政策アドバイザー(Senior Policy-Advisor)、学術政策マネージャー(Manager, Academic Policy)、奨学金担当マネージャー(Scholarships Manager)、奨学金担当補佐(Scholarships Assistant)、公共政策マネージャー(Public Relations Manager)、政策分析官(国際、知的財産)(Policy Analyst-International and Intellectual Property)、大学司書協議会事務局長(Executive Assistant-University Libraries)、事務局補佐(Office Assistant)

常任委員会(Standing Committees):

各大学の代表者で形成する常任委員会は、NZVCCの権限を委譲されて活動する。

「委員会の詳細]

①ニュージーランド大学司書協議会 (Council of New Zealand University Librarians = CONZUL):

(構 成) ニュージーランド国内の大学図書館の最高幹部

(業務) 学生や職員が必要な情報にアクセスし易くする。

(開催頻度) 年3回

(ホームページ) http://www.conzul.ac.nz

②著作権委員会(Committee on Copyright):

(業務) 大学の代理としてエージェンシーと契約交渉を行い、法的な問題も含めた著作権問題に対処する。著作権問題を扱うニュージーランド国内の教育団体と連絡を取り合い、著作権問題の国際的な推移を随時把握する。

- ③大学学務プログラム委員会 (Committee on University Academic Programmes = CUAP):
 - (構 成) 委員会メンバー (後述)、高等教育関係者、学生団体等
 - (業務) 大学の学務全般を扱う。大学間の単位互換システム、学士取得のための公式第一次試験(moderation; 英国におけるBachelor of Arts の取得のための第一次取得試験) 実施のための準備、高等教育の発展に関するアドバイス、一貫した偏向のないカリキュラムの開発、学位(資格)の相互認定の簡易化等。
- ・ニュージーランド学位庁(*NZQA*)と共同で学位(資格)の一定基準を定め、そのレベルを管理する。また、NZQAの構成メンバーを大学から推薦する^{注)}。
- ・大学入学の一定基準を定めるNZQAと意見調整する小委員会を設置する。小委員会 は、暫定的入学(provisional entrance)と自由裁量入学(discretionary entrance) に関する情報提供、海外で取得した学位(資格)のニュージーランド国内の大学入 学における評価・認定を行う。
- ④ヒューマンリソース委員会 (Committee on Human Resources):
 - (業務) 人材戦略に関するフォーラムを開催して、大学間で意見交換する。大学が抱える問題、人材の動向を調査して、NZVCCに速やかに勧告する。
- ⑤情報工学委員会(Committee on Information Technology):
 - (構 成) 大学の情報工学のディレクターのピアグループ
 - (業 務) 大学におけるITサービスについて協議し、また、国のIT政策に積極的な役割を担う。ニュージーランド大学司書協議会(CONZUL)やIT問題に従事する教育機関と共通の利害関心について話し合い、共同でフォーラムやプレゼンテーションを行う。海外の関連団体やオーストラリア大学IT局長協議会(The Council of Australian University Directors of IT = CAUDIT)のメンバー大学と連携する。
- ⑥国際政策委員会(Committee on International Policy):
 - (業務) 大学教育の国際化における広範な政策に携わり、NZVCCに勧告する。 ニュージーランドの大学の国際化、大学の国際的な知名度の推進、国

注) ニュージーランドでは、大学での教育と研究は基本的に個々の大学の自治によってその質が保証されていて、大学が個々の大学のプログラムを独自に決定する。しかしながら、プログラムはニュージーランド大学長会議の認定、または、ニュージーランド学位庁(NZQA)の認定を受ける義務がある。NZQAは、憲法で地位を保証された協会であり、政府から独立している。

際交流システムの構築等、最高レベルの教育と研究を行う。

②国際戦略部マネージャー・ディレクター委員会 (Committee of International Managers and Directors):

(構成) 各大学の国際部マネージャー

- (業 務)・国際市場にニュージーランドの大学を売り込む。
 - ・大学の国際化に関する活動についてNZVCCに勧告する。
 - ・国際教育事業を展開している団体と連携関係を築く。
 - ・国際問題に関する諮問委員会として、政府の政策委員会 (Policy Committee) やNZVCCに勧告する。
- ⑧卒業生就職委員会(Committee on Graduate Employment):
 - (構成) 各大学の代表1人、プラニングアドバイザースタッフ、高等教育の質アドバイザースタッフ、シニアキャリアアドバイザースタッフ
 - (業務) 毎年卒業生の進路先を調査して、ウェブサイトまたは紙面で結果を公表する。卒業生の雇用に関する情報を提供する。
- ⑨研究委員会 (Research Committee):
 - (業 務) 研究、研究方針についてNZVCCに勧告する。研究科学技術事業団 (Foundation of Research, Science and Technology = FRST)、研究科学技術省 (Ministry of Research, Science and Technology = MoRST)、ニュージーランド保健研究学術会議 (Health Research Council of New Zealand = HRC)、ロイヤルソサイエティー (Royal Society) 等の研究機関と連携する。
- ⑩奨学金委員会 (Scholarships Committee) (詳細情報なし)
- ①戦略・運営・ファンディングに関する情報交換委員会(Strategic, Operational and Funding Information Exchange)(詳細情報なし)
- ②マオリ人委員会(Committee on Te Kahui Amokura):
 - (業務) ニュージーランドのポリネシア系先住民であるマオリの人々に大学制度を普及させるために、教育システムにおけるマオリ人のリーダーシップを育てる。委員会はマオリ人の社会構造やポリシーに関して助言し、共同研究グループ (コレキウム)を形成して大学と協働する。

(参 考)

(国立学校財務センター刊行物、第Ⅱ部世界の大学改革-第13章ニュージーランドと日本の高等教育改革、「国立大学法人と諸外国の改革」第Ⅰ集、平成16年1月、p.135~143)

11. The Association of Universities and Colleges of Canada(AUCC) [カナダ]

11.1. 組織の使命

高等教育政策の発展と、政府、産業界、地域社会、海外の団体との連携の強化を目的として、カナダ国内の92大学の意見を表明する。

11.2. 活動目的・内容

(*以下の②、③は19ページの「活動目的・内容」を補足する詳細情報であり、19ページの番号に対応する。)

- ②・大学入学、講座、ファンディングレベル、国際性等、メンバー大学が必要とする情報を提供する。
 - ・政府関係者、産業界、地域社会のリーダーに政策決定のための情報を与える。
 - ・高等教育全般について市民を啓発する。
- ③奨学金事業は協会の中核事業である。(法人奨学金プログラム、国際発展プログラム、 国際プロジェクト、国際的な奨学金プログラム、交換留学の運営等)

11.3. 運営システム

- 各高等教育機関の首席執行官(Executive Head)がAUCCを代表する。
- ●会長と12人の大学長で形成する理事会(Board of Director)で活動する。
- ●オタワ事務局が活動の事務連絡をする。

理事会 (Board of Directors):

- (構 成) 会長 (Chairman) (会長と大学長は兼任)、大学長12人 州(provincial)と地域(regional)の4つの大学協会の委員長(Chairperson)
- (業務)協会の運営
- (任 期) 会長の任期は2年

常設諮問委員会(Standing Advisory Committees):

- (構 成) 複数の大学長とコミュニティーメンバー
- (業務) 大学長と高等教育界のメンバーは高等教育政策の研究と勧告をする。

(選出方法) 指名

[諮問委員会の内訳]

- ・教育問題とファンディング諮問委員会 (Standing Advisory Committee on Educational Issues and Funding)
- ·大学研究諮問委員会(Standing Advisory Committee on University Research)
- · 国際関係諮問委員会(Standing Advisory Committee on International Relations)
- ·法令·定款諮問委員会(Standing Advisory Committee on the Act and By-Laws)

11.4. 設立までの経緯

1912年にロンドンで開催されたCongress of Empire Universitiesでの議題を話し合うために、1911年にモントリオールで開かれた大学長による会議が、現在のカナダ大学・カレッジ協会(AUCC)の発端である。1915年には、カナダ国内における大学の全国的な協議の場を作るために、18大学から26名の代表が集まり、1917年に「カナダの高等教育機関の意見と自覚」をスローガンとするカナダ全国大学会議(National Conference of Canadian Universities)が正式な団体として設立された。1965年にAUCCはカナダ議会より法人として承認された。

12. American Council on Education (ACE) 【米国】

12.1. 組織の使命

全米の全高等教育機関を統括し調整する機関として、高等教育の課題をとりまとめ、高 等教育界を代表する意見を表明する。政策提言、調査、プロジェクトを通して、公共政 策への働きかけを目的とする。

[ビジョン]

21世紀の課題と、強い国家とより良い世界の構築に高等教育機関が貢献するために、 高等教育界内外の団体とのパートナーシップを育成する。

12.2. 活動内容・目的

(*以下の①、②、③、④、⑤は20ページの「活動目的・内容」を補足する詳細情報であり、番号は20ページに対応する。)

- ①・国や州の高等教育政策を明確にして、その内容を評価する。
 - ・学生支援、科学研究、税務政策、国際教育における連邦政府の政策戦略を推進する。
 - ・法制問題に対する高等教育界の一致した立場を示して、公共政策における高等教育 界の発言力を強める。
 - ・重要な司法上の手続きに介入する。
 - ・メディアと業界紙を通して高等教育に対する市民の理解を高める。
- ②・高等教育界のリーダーの活動を支援する。
 - ・未来の高等教育界の多様な指導者を育てる。
 - ・指導者育成、リーダーシップ、大学の会長職(Presidency)に関する情報を提供する。
 - ・高等教育を変革する指導者の活動を推進する。
- ③・高等教育の多様化と国際化、生涯教育を支援する。
 - ・学生の移動(Transfer)を促進し、従来の方法と異なる単位の履修を認定する。

- (4)・セクターを越えた全米規模のフォーラムを開催する。
 - ・様々な団体との連携・協力を推進する。
- ⑤・従来の高校の証明書を必要としない成人の中等後教育 (Postsecondary education) を可能にする。

12.3. 運営システム

理事会 (Board of Director)

会長 (President)

政府関係事項·広報局 (Division of Government & Public Affairs):

- a. 政府関連
- b. 法律、規制関連
- c. 広報

経営管理·運営局(Division of Business & Operations):

- a. 提案、メンバーシップ、企画 (活動内容) マーケティング、マーケティングサービス、メンバーシップ
- b. 財務、予算 (活動内容) 会計、財務報告
- c. 総合教育開発テスト (GDE Testing Service)
- d. 米国の大学による開発途上国に対する国際協力を推進する機関 (Higher Education for Development = HED)
- e. 人材、運営 (活動内容)施設、事務局業務
- f. 情報、テクノロジーサービス
- g. 調達・文書管理センター (Procurement and Document Solution Center)
- h. 出版事業

プログラム・研究局 (Division of Programs & Research):

- a. 人種と民族の平等推進のためのセンター (Center for Advancement of Racial and Ethnic Equity)
- b. 政策分析センター

c. 有効なリーダーシップ (Effective Leadership)

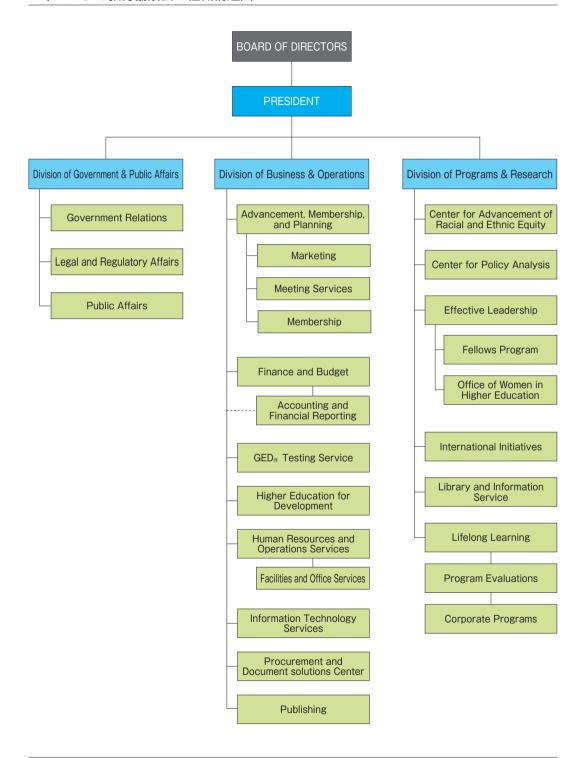
(活動内容)・奨学金

- 高等教育の女性のための事務局(Office of Women in Higher-Education = OWHE):女性のリーダーシップの開発およびキャリア アップに関する国の方向性を示す。
- d. 国際事業
- e. 図書館・情報サービス
- f. 生涯教育
- g. プログラム評価
- h. 法人プログラム

ACE委員会(ACE Commissions)

- (業務)新たなプログラムと政策の導入、行動計画の立案、後援団体との活動 について、ACEに勧告する。
- ①人種と民族の平等推進委員会 (Commission on Advancement of Racial and Ethnic Equity): 高等教育の多様性を推進する。
- ②有効なリーダーシップのための委員会(Commission on Effective Leadership): *Center for Effective Leadership* (*CEL*) とACEにその活動について勧告する。
- ③生涯教育委員会 (Commission on Lifelong Learning): Centre for Lifelong Learning の活動に指針を示す。
- ④高等教育の女性のための委員会(Commission on Women in Higher Education)
- ⑤国際的イニシアチブのための委員会(Commission on International Initiatives): 委員会メンバーはOffice of Women in Higher Education (OWHE) にアドバイスする。

◆アメリカ教育協議会の組織構造図



(●American Council on Education のホームページより転用)

13. Association of American Universities - An association of 62 leading research universities in the United States and Canada (AAU) [米国]

13.1. 組織の使命

研究大学(リサーチユニバーシティー)の利害関心である研究のファンディング、研 究政策、大学院および学部教育に関わる活動をする。

- ●国の政策に沿った、メンバー大学の研究政策、大学院教育、職業専門教育 (professional education) の発展を援助する。
- ●学部教育等についてフォーラムで話し合う。

13.2. 運営システム

- ●各大学の代表執行役員(Chief Executive Officer)がAAUを代表する。
- <u>メンバーシップ会議(Membership Meeting)</u>を年に2度開催する。(秋期はメンバー大学、春期はワシントンDCにて開催)
- ●執行委員会(Executive Committee) は組織管理および協会の業務を執行する。
- ●常任会員委員会 (Standing Membership Committee)
 (臨時委員会として会長、大学長、スタッフで形成する特別委員会 (Ad hoc committee) を設置)
- ●加盟方法:推薦。入会には全メンバーの4分の3の賛意が必要であり3年に1度、新 規メンバーが加盟する。

「AAU構成グループ]

AAU大学長配偶者団体(AAU Partners):

大学の代表者として大学長のパートナー(配偶者)に大学の問題に取り組む機会を与えることを目的とする、AAUメンバー大学長のパートナーによるグループである。大学長の職務を補助するために執行委員会(Executive Committee)や会議で情報や住所の交換を行い、大学のファンディング、地域社会との関係強化、大学の知名度向上のための多様な活動をする。その他に大学の代表者として、コミュニティーや政府関係者との対話、自治会(community board)でのボランティア活動、卒業生や援助資金供与者に対して大学を紹介するイベントに出席する。年に2回会議を開催する。

政府関係協議会(Council on Federal Relations = CFR):

AAUメンバーの全大学長はAAUを代表する、 $1\sim2$ つのAAU政府関係協議会 (CFR) のメンバーに指名される。協議会メンバーは、連邦政府関係の活動とAAUを繋ぐ上級役員として活動する。

大学院協会 (Association of Graduate Schools = AGS):

AAUメンバーの大学院(Graduate School)のDeanで形成する大学院協会(AGS)は、博士課程に関するフォーラムを開催し、AAUの大学院教育政策の諮問機関として活動する。

主席学務担当 (Chief Academic Officers = CAO):

毎年1度、大学や政府と多様な問題について協議し、これを基にして、協会の政策 方針や年間計画を案出する。

広報担当(Public Affairs Officers):

AAUメンバー大学の広報担当官のネットワークとして、政府の大学関連事業と大学の広報活動を連携し、リサーチユニバーシティー(研究大学)に影響を及ぼす広範な情報提供および広報活動戦略に関係する情報を交換する。

上級研究担当(Senior Research Officers = SRO):

AAUメンバー大学の上級研究官のグループとして、研究の助成、研究活動、規制に関する問題点を明確にするために、年に1度集まりの場を持つ。

13.3. 関係組織

AAUは全米高等教育協議会(American Council on Education = ACE)の会員であり、 様々な高等教育機関と頻繁に連携活動を行う。

「主要な連携組織]

- ■全米州立大学・国有地付与大学協会(NASULGC)
- ■大学院協議会 (CGS)
- ■全米医学系大学協会 (AAMC)
- ■連邦政府関係協議会(COGR)

14. Association of Governing Board of Universities and Colleges (AGB) [米国]

14.1. 組織の使命

- ●大学長と理事会のパートナーシップの強化
- ●理事会の使命の明確化
- ●理事会、高等教育機関の理事、大学長、総長に対する管理運営業務の指導
- 理事会の役割の専門化と、理事会の自発的(ボランタリー)な性格の強化
- ●高等教育に影響を及ぼす問題の監督と、理事会への勧告
- ●高等教育界の利害共有者の相互的な協力関係の構築

14.2. メンバー (会員)

全米の州立大学、私立大学、4年制および2年制大学、大学の財団法人等1200以上の団体、および、理事、大学長、総長等34,000人以上。

「メンバー内訳]

- 理事会 (Trustee and Regent)
- ■大学、公立大学、大学の財団法人の代表執行役員(Chief Executive Director)
- ■役員会専門職員(Board professional staff members)
- ■上級管理者

14.3. 運営システム

様々なタイプの高等教育機関(公立および私立の高等教育機関、単科大学、総合大学、研究大学、教養学部大学、2年制および4年制大学等)の理事、大学長、総長で形成する3つの組織で管理運営する。以下の3つの委員会は諮問委員会としての役割も担う。

理事会 (Board of Directors):

(構成) 高等教育、ボランティア活動、社会活動に長年従事した者のグループ

(任期)未定

(業務) 政策立案と監督、財産管理、戦略方針の決定等、協会の運営

(開催頻度) 年に4回

理事長協議会(Council of Board Chairs):

(業 務) 大学の最高経営責任者で形成する常設の諮問グループ (開催頻度) 年に1回

大学長協議会(Council of Presidents)

15. Council of Graduate Schools (CGS) 【米国】

15.1. 組織の使命

学術的な発見への意欲と、学者としての正しい資質を育む環境整備による、大学院教育(graduate education)の発展を目的として、全米最大規模の協会として大学院の利害関心を表明する。

15.2. メンバー (会員)

大学院教育、研究、修士号および博士号取得のための奨学金制度に積極的に従事するカレッジおよび大学。(大学院カウンシルのメンバー大学に在学する学生は、全米の博士号取得者の95%以上、修士号取得者の85%以上を占める)

15.3. 活動目的・内容

(*以下の①、②は23ページの「活動目的・内容」を補足する詳細情報であり、番号は23ページに対応する。)

①公共政策の研究と政策提言:

大学院教育と研究に関する国立の情報センターとして、独自の研究、白書、マニフェストを公表し、ステークホルダー (利害共有者)、米連邦議会、米政府機関、メディアに対して法令を分析し、情報を提供する。国立の教育機関と連携して、より広範な高等教育システムにおける大学院教育の価値を表明する。

· CGSリサーチ:

大学院情報、データ分析、大学院教育の動向に関する最も信頼性の高い情報源として、Educational Testing Service (ETS) と協力して、年間の大学院入学者数の国家調査と、卒業生数および卒業生取得学位のデータを作成する。調査結果は、大学院教育の年間データベースとして刊行され、国や地域の会議で利用される。外国人学生の入学申請、受け入れ、入学者数の傾向に関する全米の年間調査は、政府の重要なデータとして活用される。全米の大学院教育、全米人口統計、全米の労働人口のデータベースを活用した2次研究も行う。

・大学院教育における国の政策提言者として、大学院教育、研究、奨学金等について 政策決定者に情報を提供する。CGSはワシントンDCに本部を置き、大学院教育に関 係する最新の法制や政策の定期的な分析を行い、大学院の利害関心が国の政策に反 映されるように、政府と連携して活動する。

②企業や財団の資金援助による大学院教育の質向上のためのプログラムの実施:

大学院教育の質の向上と、問題解決のために多様な方法を試みる。Ford Foundation、Alfred P. Sloan Foundation、Pfizer Inc、National Science Foundation、Office of Research Integrity等、財団や企業からの寄付によって、大学のプログラムの援助、大学院評議会による奨学金プログラムを行う。

16. Council on Governmental Relations (COGR) [米国]

16.1. 組織の使命

連邦政府資金による研究(federally funded research)の財政面、経営面での支援を目的とする政府関係協議会(COGR)の最終目標は、メンバー大学に必要な情報を提供し、大学のアカデミックな活動について連邦政府のファンディングエージェンシーを啓発して、不要な規制による大学の負担を回避することである。

- ・大学の学術的な使命と、法令が大学やカレッジに及ぼす影響を正しく政府に理解させる。メンバー大学に勧告し、情報を提供する。
- ・政府と大学の利害関心と使命を公正に反映した研究や大学院教育政策の実施に助力 する。

16.2. 設立

連邦政府の学術予算が増加された1948年に、アメリカ国内の5つの地域の大学経営・財産管理者協会を統括し、代表する組織として設置された委員会である(Central Association of College and University Business Officers = CACUBO)がCOGRの前身である。教育政策に対する政府の権限が拡大され、ワシントンDCに事務所を開設した1960年に、その活動内容をリサーチユニバーシティー(研究大学)の利害関心に特化し、1979年には、教員、研究管理者、大学経営担当者を理事会メンバーとして、1993年にCOGRは独立機関として法人化する。現在も全米高等教育機関の管理、財務の責任者がメンバーの非営利団体である全米大学経営・財産管理者協会(National Association of College and University Business Officers = NACUBO)と緊密な連携関係にある。

16.3. メンバー (会員)

研 究 大 学 (Research University):大学院教育と研究を行う博士号を授与できる

高等教育機関

研究振興財団(Research Foundation): リサーチユニバーシティー付属の独立した法

人である研究振興財団

[メンバーの詳細な条件]

- ●リサーチユニバーシティーとは、全米科学財団(National Science Foundation)の 調査で、連邦資金から研究費として年間に最低15億ドルの資金援助を得ている高等 教育機関。
- ●病院等の上記の条件を満たすメンバー大学の付属機関で、大学院教育や研究を行っている機関は、メンバー大学の推薦(承認)を得た上で会員として認められる場合もある。
- ●専門職業協会の加入は認められない。商業団体のCOGRへの出資は禁じられている。

16.4. 活動の目的・内容(詳細内容の補足)

(大学へのサービス)

- ・研究に出資する全てのステークホルダー (利害共有者) にとって公平で均衡のとれた正しい説明責任の在り方を追求する。
- ・大学、政府機関、その他の出資機関相互の利益と使命を、公正に反映する政策を行う。
- ・研究資金、コンプライアンス、経営管理、知的財産の時事的で客観的な分析をして、 大学、研究出資者、高等教育機関が享受する利益を明確にする。
- ・政策や法制が及ぼす影響について、連邦政府機関や研究出資者と共通した理解を形成する。
- ・メンバーは教育に関する協議の過去50年間のファイルを閲覧できる。(過去15年間の 資料はコンピューターのアーカイブで閲覧可能)

16.5. 運営システム

- ●経営委員会 (Executive Committee)、理事会 (Board of Directors) がCOGRの管理運営を行う。
- ●投資委員会 (Investment Committee)、推薦委員会 (Nominations Committee) が、 経営委員会および理事会をサポートする。
- ●理事会は活動状況を確認するために年に2回集まる。また、年に3回公開セッションを開き、必要に応じて会議を開く。(会議を通してリーダーのネットワークをつくる)
- ●会計監査報告書や活動報告の作成は定款で義務づけられている。
- ●COGRは、ボランタリーとして活動する大学の代表者と、ワシントン事務局長 (President)と少人数の常勤職員で活動する。大学の代表者は、財政、経営、法律の 分野の専門家集団で構成される。

理事会 (Board of Directors):

(人 数) 21人以下

(役 割) · COGRの管理

- · 財務、経営管理、知的財産管理
- ・事業計画を決める運営委員会 (Working Committee) の中核となる。
- ・年に3回、メンバーシップミーティングを開催して最新の問題について 協議する。
- ・年に2回、事業計画の実施状況を確認するために会議を開く。
- ・年に5回集まり、ワシントン事務局スタッフに指示する。

(任 期) 3年(2期目も可能)

(選出方法) 指名。大学での経験年数を基にして選出される。

常設委員会(Standing Committees):

メンバーの専門性を生かすために理事会は常設委員会に分かれて活動し、毎年多数 の委員を大学から招聘する。

[委員会の内訳]

- ①資金対策委員会(Costing Policies Committee)
- ②契約·知的財産委員会(Contracts and Intellectual Property Committee)
- ③リサーチコンプライアンス・管理委員会 (Research Compliance and Administration Committee)

ワーキンググループ(Working Groups): 主要大学の代表者で構成する。

[ワーキンググループの内訳]

- ①利害衝突のワーキンググループ(Working Group on Conflicts of Interest)
- ②みなし輸出管理に類するワーキンググループ (Working Group on Deemed Export Controls): 外国人への情報開示を外国への輸出とみなすこと
- ③被験者保護のワーキンググループ (Working Group on Human Research Protections)
- ④研究のセキュリティーのワーキンググループ(Working Group on Research Security)

ワシントン事務局

- · 会長 (President)
- ·専門職員

[大学の参画方法]

大学は、COGRが政策について助言を仰ぐ、大学の主担当者(Primary Representative)を通して、COGRの活動を支援する。大学の主担当者は、COGRと大学界の効果的な連携を目的として、COGRと大学の橋渡しを行う仲介担当者(Liaison)数人を指名できる。仲介担当者がCOGRの活動に関与する程度は、主担当者の任意で決められ、また、仲介担当者1人をCOGRの理事会メンバーに指名できる。

17.American Indian Higher Education Consortium (AIHEC) [米国]

17.1. 組織の使命

先住民族の自主決定と先住民族大学の活動をサポートする。

17.2. 設立

全米で最初に設立された6つのアメリカン・インディアンの部族カレッジ(Tribal College)の大学長による非公式の高等教育コンソーシアム

17.3. Tribal Collegeとは?

部族カレッジとは、アメリカン・インディアンのための高等教育機関の必要性に対応して、一般にハイスクールレベル以上の教育を受ける手段がない地理的に孤立した住民のために設立されたカレッジのことである。部族カレッジは、個人への配慮と文化的な背景を結びつけた特殊な教育機関であり、物理的に高等教育を享受する機会が制限されているアメリカン・インディアンに、高等教育の機会を与えることを目的とする。

[部族大学に関する大統領令について]

1996年にクリントン前大統領が大統領令として「部族カレッジおよび大学に関する大統領令」(Executive Order on Tribal Colleges and Universities)を公布。部族カレッジは連邦政府が形成している機関であるため、アメリカン・インディアンの高等教育の支援は国家命令であり、全ての政策担当者は大統領令に従う義務を負う。

18. National Association of State Universities and Land-Grant College (NASULGC) [米国]

18.1. 組織の使命

公立(州立)大学の高度な教育、研究、公共サービスを支援する。

18.2. 設立

全米国有地付与大学・州立大学協会(American Association of Land-Grant Colleges and State Universities)と全米州立大学協会(National Association of State Universities)を統合して、1963年に、全米州立大学・国有地付与大学協会(National Association of State Universities and Land-Grant College = NASULGC)を設立する。

18.3. メンバー (会員)

種類	メンバー数	割合
州立総合大学	110	52%
国有地付与大学 (Land-Grant College)	76	35%
公立大学組織(State university system)	28	13%
(総 計)	214	100%

(2005年6月現在)

- ●現在76ある国有地付与大学のうちの18大学は、1890年の第2次モリル法の下で、公立の黒人のための大学として創立された。
- ●メンバー大学は全米の各州、ワシントンDC、アメリカ合衆国の海外領土に設置される。
- ●1994年に部族大学(Tribal college)は国有地付与大学機関に認定される。現在、部族大学のうちの33校はアメリカン・インディアン高等教育協会(American Indian Higher Education Consortium = AIHEC)のメンバーである。

18.4. Land-Grant College (国有地付与大学) とは?

国有地付与大学とは、1862年(第1次モリル法)、1890年(第2次モリル法)の下で、

州議会ないし連邦議会によってLand-Grant Collegeとして指定された高等教育機関のことである。国有地付与大学の本来の使命は、労働者層への実践的な教育の普及であり、一般教養の他に、農業、軍事戦術、機械工学の教育を行う。第1次モリル法では、政府は国有地の供与によって州に学校設立を支援し、第2次モリル法では資金援助を行った。現在、国有地付与大学は、全米各州と準州(Territory)に最低1校およびワシントンDCに置かれる。

1862年 第1次モリル法

モリル法(1862年)は、高等教育の享受が困難な農業労働者や産業労働者のための農業と技術分野での実践的な教育の普及を目的として、多くは公立大学である国有地付与大学を設置した。

1890年 第2次モリル法

第2次モリル法の下で、高等教育のさらなる普及のために、全ての国有地付与大学に追加で寄付金が支給されたが、入学資格に人種による制限を設けている州に対しては基金の配分は禁止された。しかし実際には、第2次モリル法を通して資金を得て、一部の州に別個に設置された黒人のための国有地付与大学は、通称「1890年大学」と呼ばれる。

(NASULGCホームページ 'The Land-Grant Tradition What is Land-Grant College?' より抜粋)



19. International Association of Universities (IAU) [国際大学協会]

19.1. 組織の使命

自由(freedom)と公正(justice)、人間の尊厳(human dignity)と連帯(solidarity)の理念を教育と研究によって達成するために、IAUは社会的な組織である大学の責務の明言化を目的とする。また、国際間の協力を通して、高等教育の強化のために、物質的援助(material assistance)、および、道徳的援助(moral assistance)の発展に貢献する。IAUは全ての大学が遵守するIAU創立憲章の基本原則(fundamental principle)に基づいて活動する。

全ての大学はIAU創立憲章の基本原則に基づく:

- ・自己のために学問を追求し、真実の探求の導きに従う権利
- ・異なる意見への寛容さと、政治的な干渉からの自由

世界150カ国のinstitutionとorganizationが結集して、様々な国際、地域、国内の高等教育団体と共通する利害関心のために行動する。基本的にメンバーを優先するが、高等教育に携わるorganizationおよびinstitution、個別の政策や政策決定に携わる者、専門家、行政官、教員、研究者、学生に対しても協会は開かれている。

【IAU 憲章 (Constitution of the International Association of Universities)】 (1950年12月9日、ニースにて公布)

自己のために学問を追求し真実の探求の導きに従う権利、異なる意見への寛容さと政治的な干渉からの自由、国際的なレベルにおける物質的および倫理的な発展のために、知的生活の保護に対する責任と、すべての大学の理念である教育と研究、自由と公正さ、人間の尊厳と連帯を社会的な義務として、IAU憲章の下で国際大学連合を創設する。

2.メンバー(会員)

[Institution]

■ "institution"の条件

institutionは、大学と冠された機関名とは関わりなく、教育と研究を行う学位を授与できる国立(公立)、非営利の私立大学等の高等教育機関である。会員は、IAUのすべて

の活動の利益を享受し、全ワーキンググループと全活動に参加する権利、総会(General Conference)への出席、会長や理事会(Administrative Board)選出に議決権を有する。

■ 表・地域別に見る加盟団体 (Institution) の割合

アフリカ	10%
アジア・太平洋地域	23%
ヨーロッパ	41%
中南米・カリブ海地域	8 %
中東	12%
北アメリカ	6 %
(総団体数)	(全580団体)

(2007年5月現在)

[地域別加盟国内訳]

アフリカ:

アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、カーボヴェルデ、チャド、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エジプト、エリトレア、エチオピア、ガーナ、ケニヤ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、イエメン共和国

アジア・太平洋州:

アフガニスタン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、中華人民共和国、フィジー、ハイチ、香港、インド、日本、カザフスタン、韓国、マカオ、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、スリランカ、台湾、タイ

ヨーロッパ:

アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、バチカン市国(イタリア)、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マケドニア、旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、セルビアモンテネグロ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、

ウクライナ、イギリス

中南米およびカリブ海地域:

アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、 ジャマイカ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

中 東:

バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、 パレスチナ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦

北アメリカ:

カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国

■ メンバーシップ

(institution)

対 象:国公立または非営利の私立の学位授与できる機関で、高等教育と研究の振興 を目的とする高等教育機関。

条 件:・複数の学科を持つ。

- ・学位修了、または、学部レベルの学位取得に最低3年間を要する。
- ・現時点で最低5期の卒業生を輩出している。
- ・教育内容の質、大学入学準備(preparatory training)、研究者、施設の設備が高等教育のレベルに達している。
- ・国公立、または、非営利の私立の団体。
- ・公認されている団体、または、公認に当たる団体の認定を受ける機関。
- ・政府、または、地域による質の保証、アクレディテーションを受けている 機関。それに類するプロセスがない場合は、国や地域の大学協会の会員で あること。
- ・単科の高等教育機関で以上の条件を満たす場合には理事会は入会を認める。

年会費:大学入学者数に応じて決める。

学 生 数	年 会 費
1000人以下	900ユーロ
1000人~5000人	1200ユーロ
5000人~10000人	1700ユーロ

(Organization)

対象:IAU憲章により、全ての大学協会、大学団体にはIAUへの加盟が認められる。 年会費:最大メンバー数を有する団体の会費を基準にして決める。

学 生 数	年 会 費
1000人以下	900ユーロ
1000人~5000人	1200ユーロ
5000人~10000人	1700ユーロ
1000人以上	2200ユーロ

■ organizationの 条件:

2000年に南アフリカ共和国ダーバンでの総会(General Conference)以降から、organizationもIAUメンバーとなる。全ての大学協会、国内、地域、国際的な高等教育団体は、IAU憲章の規定に従いメンバーとなる権利を有し、institutionと同じくIAUの全活動の利益を享受する権利、議決権、理事会(Administrative Board)に参加する権利を有する。

19.3. 活動目的・内容

「IAUの最終目標]

- ●メンバー間の連携システムを構築して、**質の高いサービス**を提供する。世界の大学 が共に活動するための**大学フォーラム**を開催する。
- ●公共の議論やIAUメンバー以外のパートナーに向けて、メンバー大学と高等教育界の利害関心を高等教育界全体の利益のために表明する。会議、情報サービス、政策協議、研究、出版事業等の活動を通してIAUの目的を追求する。

19.4. 運営システム

理事会 (Administrative Board):

(構 成) 卓抜した20の大学の学長、学者、最大20人の世界各国の代表者

(業務)・総会の決議事項の実施状況を確認する。

・国際大学事務局(International Universities Bureau)の活動方針を 決める。

(運営方法) 会長が座長を務める。

(開催頻度) 年1回

執行委員会 (Executive Committee):

(構 成) 会長、副会長4人 事務局長 (Secretary General) が書記 (Secretary) を務める。

- (業務) ・理事会が開催される合間の期間に理事会の代行役として連盟の活動 と活動方針の指針役となる。
 - ・理事会、総会(General Conference)の実務的な準備をして会長を サポートする。
 - ・執行委員会に指名された副会長(Vice-President) 1 名は理由の如何を問わず会長の代行を務める。同じく執行委員会に指された副会長1名は、財務担当役員(Treasurer)および、財政委員会(Finance Committee)で座長を兼務する。

メンバーシップ委員会(Membership Committee)

財務委員会(Finance Committee)

ワーキンググループ (Working Groups):

- (構 成) 理事会構成メンバー 4~5人、ワーキンググループを代表する理事会 メンバー
- (業務)・特定の問題に従事する自立的なグループとして活動する。
 - ・情報通信技術を主なツールに用いてIAUの活動計画を実施する。 ワーキンググループの活動は事務局がサポートする。グループの数 と活動内容は優先課題に応じて変化する。

国際大学事務局(International Universities Bureau):

高等教育の国際情報センターとして1949年にユネスコによって設立される。

- (業務)・常設の事務局として、ワーキンググループのサポートの下で事業を 実施する。
 - ・世界の教育の現状調査とその監視、情報の収集と共有、IAUの存在 意義(立場)の擁護とロビー活動を行う。
 - ・現在はIAUの組織であるが、ユネスコと緊密な協力関係にある。

19.5. 関係組織

- ■国連教育科学文化機関 (UNESCO)
- ■ユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター (UNESCO European Centre for Higher Education = CEPES)
- スウェーデン国際開発協力庁 (Swedish International Development Cooperation Agency = SIDA)
- ■ヨーロッパ情報センターネットワーク/全国学術承認情報センター (The European Network of Information Centres = ENIC / The National Academic Recognition Information Centres = NARIC)
- Education International (IE)
- ■ヨーロッパ国際交流教育協会(大学等の国際交流担当者の国際会議) (European Association of International Education = EAIE)
- ■国際フランス語圏機構 (Organisation Internationale de la Francophonie = OIF)
- ■高等教育基準認定協会 (アメリカの民間の認定団体) (Council for Higher Education Accreditation = CHEA)
- ■世界大学長協会 (International Association of University Presidents = IAUP)
- ■国際学生連合 (*The International Union of Students = ISU*)

20. International Association of University Presidents (IAUP) 【世界大学長協会】

20.1. 組織の使命

- ●高等教育の世界的なビジョンを持つ。
- ●高等教育機関の世界的な使命を強化する。
- ●学術交流と高等教育機関の連携・協力を推進する。
- ●教育界のリーダーの声を届ける。
- ●大学長のネットワークを構築する。
- ●教育を通して世界平和と世界の相互理解を促進する。

(使命を実現するための手段)

- ・情報通信技術によって、大学間で経験と知識を交換する。
- ・学術領域における連携・協力を強めて、大学の平均的な質を高める。
- ・メンバー大学の活動を支援する。職員、学生、メンバー大学の労働条件の向上を目 指す。
- ・国連、ユネスコ、世界銀行、欧州連合、国際大学協会(IAU)などの国際機関の支援の下で活動し、アフリカ、欧州、中南米、北米、中東諸国、アジア、太平洋州のNGOと協力する。

20.2. メンバーシップ

- ●会費:年間650ドル
- 高等教育機関の代表執行役員は、所属する機関の上級役員1人を指名できる。指名された役員は年会費を払う義務を負わない。
- ●メンバーは年会費の他に地域協議会 (Regional Council) に年会費を支払う。年会費の 金額は地域によって異なる。
- ●大学を退職した代表執行役員は、年間300ドルの会費を納めると終身メンバーになることができる。

20.3. 活動目的・内容

[活動内容の詳細]

(*以下の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は28ページの「活動内容」を補足する詳細情報であり、番号は28ページの番号に対応する。)

①地域会議(Regional Conference):

地球、地域規模での問題について議論して、現在そして未来の高等教育に影響を与えていく。

- ②トリエンナーレ大会 (Triennial Conference): 3年に1度高等教育機関のリーダーが集まって共通の関心について協議する。
- ③執行委員会会議(Executive Committee Meeting):
 IAUの政策方針や事業内容を決める。ワーキンググループの代表者が各々の活動を報告する。(通常大規模な会議と同時開催)
- ④地域委員長(Regional Chair)主導によるプロジェクト:地域委員長の主導によるプロジェクトには全メンバーが参加できる。地域協議会(Regional Council)が中心となってプロジェクトを行う。

⑤ワーキンググループ (Working Groups):

(内 訳): IAUP-UN軍縮委員会 (IAUP-UN Commission for Disarmament)、 紛争解決と和平委員会、アクレディテーション委員会、 持続的発展のための委員会、メンバーシップ推進委員会、 学術交流対策委員会

⑥国際機関とのセミナー、会議、ワークショップの開催:

海外の団体と協力して世界の様々な地域の文化、政治に関する多数のセミナーを開催する。アメリカ合衆国やユネスコと協力して大学における平和研究に寄与している。

⑦世界規模の討論の場(プラットフォーム): 会議、セミナー、刊行物、ワーキンググループ、委員会等で意見を交換する。

⑧出版(『IAUP News』):

最低年3回発行する英語とスペイン語によるIAUP Newsを世界各国に配布する。 ワーキンググループの調査報告書、会議の経過報告などを随時刊行して配布する。

⑨プロジェクト・学術論文集『Legacy Series』の作成: トリエンナーレ大会開催地を優先して、全メンバーに配布する。

20.3. 運営システム

会長室 (Presidency):

(構成) 会長 (President)、事務局長 (Secretary General)、 財務担当役員 (Treasurer)

(選出方法)

- ・会長、事務局長、財務担当役員はトリエンナーレ大会で選出する。
- ・次期の会長、事務局長、財務担当役員は就任前のトリエンナーレ大 会において選挙で選ぶ。選出された役員は次のトリエンナーレ大会 の開催に責任を負う。
- ・会長は3年おきに、世界の異なる地域から選ぶ。

(任期) 3年

・副会長

地域協議会(Regional Council)

執行委員会 (Executive Committee):

- (業務)・執行委員会会議(Executive Committee Meeting)を開いて、協会の活動方針と内容について検討して決定する。
 - ・執行委員は緊密に連携して活動し、テレコミュニケーションによってIAUPと継続的に協議する。
- ·名誉会員(Honorary Members)
- ·特別顧問(Special Advisors)

上級顧問協議会(Council of Senior Advisors)

21. European University Association (EUA) 【ヨーロッパ大学協会】

21.1. 組織の使命

欧州の高等教育界を代表する唯一の団体として、強力な発言力を得ることを目的とする。高等教育と研究の最新の潮流に通じて、46カ国の団体を支援する。ボローニャプロセスなどを通して欧州における高等教育と研究の統合を目指す。

21.2. 設立

欧州大学協会 (Association of European Universities = CRE) と欧州連合大学長会議連盟 (Confederation of European Union Rector's Conference) の統合により、2001年3月31日にスペインのサラマンサでヨーロッパ大学協会 (European University Associatio = EUA) を設立する。

21.3. 運営システム

会長室 (Presidency):

(構 成) 会長 (President)、副会長 2 人 (Vice- Presidents)

(任 期) 会長の任期は4年、再選なし 会長が不在の場合には、副会長が代理を務める。

理事会 (Board):

(構成)会長、現職の大学長または前大学長の8人(副会長も含む)

(業務) 政策執行、事業の企画、運営

(頻 度) 最低年3回

協議会 (Council):

(構成) 会長、理事会構成メンバー、全EUAメンバーによって選出または推薦された委員長 (Chairperson)

総会 (General Assembly):

(構 成) 全メンバー、準会員 (アソシエートメンバー)

(頻 度) 最低年1回

(決議方法) 全メンバーが出席した場合にのみ総会における決議権が生じる。

事務局 (Secretariat):

- (業務)・政策、EUAの管理、対外活動
 - ・質保証の政策、EUAの発展
 - ・研究、イノベーション
 - 情報、コミュニケーション
 - · 管理、財務

21.4. 連携機関

[Magna Charta Observatory of Fundamental University Values and Rights (大学の基本的な価値と権利の基本権監督局)]

■ 活動内容・目的:

大学基本権憲章(Magna Charta Universitatum)が定める大学の基本的価値と権利の 尊重および保護を目的とする。情報収集、意見表明、文書の作成を任務とし、共通の使 命を持つ団体と連携・活動する。

- 設 立:1988年、ボローニャ大学とAssociation of European Universities (CRE) が共同で設立
- 運営形態:非営利団体、財団法人
- 組織の性格:イタリア共和国憲法に準拠する団体
- 運営システム

理事会(Board of Directors)とカレジウム(共同研究組織)(Collegium)で運営する。

理事会 (Board of Directors):

- (構 成) 議決権を有する5人(2007年現在)、最大人数7人
- (業務)・財団の法務および財務に責任を負う。経営管理、財務、資金調達に 従事する。
 - ・カレジウム(Collegium)メンバーを指名し、その自律的な活動を保証する。

(任 期) 4年、再選一度

(開催頻度) 年1回以上(議長が招集)

カレジウム (Collegium):

(構 成) 5人(最大9人)

(選出方法) 以下の団体の推薦に従って、理事会よって正式に指名される。

推薦団体(推薦人数):

- ・CRE、または、それに相当する団体(3人)
- ・ボローニャ大学のセネト (2人)
- ・オブザバトリーが選んだ政府間国際機関、民間の国際機関(最大4人)
- (業務) 大学の基本的価値と権利の保護に主導的な役割をする。
 - ・マグナカルタの使命を追及して、市民の声を反映する。
 - ・カレジウム座長 (President) の選出
 - ・定款の作成
 - ・カレジウム座長は理事会 (Board of Directors) の参加権はあるが、 その議決権は持たない。

(任 期) 4年、再選は1度まで

(開催頻度) 年2回以上(委員長が招集)

ボローニャ大学事務局 (Secretariat):

(構 成) 事務局長 (Secretary General)、スタッフ

- ・事務局長は議決権を持たないメンバーとして、理事会 (Board of Directors) およびカレジウム (Collegium) に参加する。
- ・事務局長はカレジウム(Collegium)で協議して、理事会(Board of Directors)が指名する。
- ・事務局の諸経費はボローニャ大学が出資する。
- 財政基盤:財団は独自の資金を所有する。

■マグナカルタ制定までの経緯

1986年: Magna Charta of the European Universities の設立をボローニャ大学が提案

1987年:80大学で理事8人を選出

1988年:バルセロナでEUAマグナカルタを承認

編 集 発 行 社団法人国立大学協会事務局 (協 力 者) 松村 亜矢

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2

電 話 03-4212-3506

FAX 03-4212-3509

印 刷 ヨシダ印刷株式会社

©2007 (社)国立大学協会 Printed in Japan